（1） 指定事業者の指定更新の申請、変更届、事業の廃止・休止、再開の届出について

指定更新の申請、変更届、事業の廃止・休止、再開の届出は、令和6年4月から厚生労働大臣が定める様式により行うこととされました。

本市ホームページに手続きに必要な書類等について掲載しています。

＊ ホーム ＞ くらしのガイド ＞ 介護保険 ＞ 事業者向け(介護保険関係) ＞ 地域密着型サービス事業所又は介護予防・日常生活総合支援事業

① 指定更新申請について

根拠規定	＜地域密着型サービス＞ 介護保険法第78条の12（法第70条の2準用）	
	＜地域密着型介護予防サービス＞ 介護保険法第115条の21（法第70条の2準用）	
	＜第1号事業＞ 介護保険法第115条の45の6	
要　旨	① 指定事業者の指定は、6年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う。 【指定（更新）書で有効期間の満了日を確認のこと】 ② 更新申請があった場合において、指定の有効期間満了までに申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、その効力を有する。 ③ ②の場合において指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算する。	
指定更新申請書の提出	提出書類	ホームページ「指定更新申請に必要な書類」に掲載しています。 ※厚生労働大臣が定める様式の「付表」の添付漏れがないようご留意ください
	提出期限	指定の有効期間満了日の2か月前までに提出してください。
留意事項		地域密着型通所介護として指定を受け、かつ第1号通所事業所として指定を受けている事業所の指定更新申請は、それぞれ厚生労働大臣が定める様式(付表を含む。)により提出いただく必要がありますが、共通する添付書類は、1部提出いただければ結構です。

●令和8年8月から令和9年12月までの指定更新該当事業所

事業者名	事業所名	サービス種別	満了日
特定非営利活動法人 水度坂友愛ホーム	ゆうあいの家	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	令和8年10月3日
社会福祉法人 京都悠仁福祉会	城陽市立東部デイサービスセンター	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	令和8年11月30日
		第1号通所事業	
特定非営利活動法人 水度坂友愛ホーム	デイサービス友愛	地域密着型通所介護	令和9年2月28日
		第1号通所事業	

事業者名	事業所名	サービス種別	満了日
社会福祉法人 和光会	グループホーム梅林園	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	令和9年2月28日
マイクロ株式会社	グループホームまごころ城陽	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	令和9年8月31日
特定非営利活動法人 きらっと	きらっと介護支援センター	第1号訪問事業	令和9年9月21日
株式会社 やさしい手京都北	やさしい手京都北　訪問介護事業所	第1号訪問事業	令和9年9月30日

地域密着型　指定更新申請に必要な書類

2024年7月11日　ID:1577

SNSへのリンクは別ウィンドウで開きます シェア ツイート LINEで送る

介護サービス事業者等が行う指定の申請や変更の届出等の手続きについて、介護保険法施行規則の一部改正に伴い令和６年４月１日から厚生労働大臣が定める様式により行うこととされました。

本市の地域密着型サービス事業者の指定更新申請については、次のとおりです。

指定更新申請に係る提出書類

提出書類	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	看護小規模多機能型居宅介護	備　考
指定更新申請書	別紙様式第二号（二）	別紙様式第二号（二）	別紙様式第二号（二）	別紙様式第二号（二）	別紙様式第二号（二）	別紙様式第二号（二）	厚生労働大臣が定める様式
指定等に係る記載事項	付表第二号（三）	付表第二号（四）	付表第二号（六）	付表第二号（七）	付表第二号（九）	付表第二号（十）	厚生労働大臣が定める様式

添付書類

添付書類	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	看護小規模多機能型居宅介護	備　考
1　従業者の勤務形態一覧表	標準様式1-09	標準様式1-02	標準様式1-03	標準様式1-04	標準様式1-06	標準様式1-08	原則として更新月分
2　上記一覧表に記載の従業者の資格証等の写し	要	要	要	要	要	要	当該職種/職務に必要な資格証、研修修了証等
3　事業所の平面図	標準様式3	標準様式3	標準様式3	標準様式3	標準様式3	標準様式3	部屋ごとの床面積（有効面積）が記載されたもの
4　誓約書	様式２	様式２	様式２	様式２	様式２	様式２	本市の様式
・介護サービスの実施事業所	別紙１	別紙１	別紙１	別紙１	別紙１	別紙１	本市の様式
・介護予防サービスの実施事業所		別紙３	別紙３	別紙３			本市の様式
5　介護支援専門員の氏名及び登録番号			標準様式7	標準様式7	標準様式7	標準様式7	介護支援専門員の資格が必要な職種について記載
6　自主点検表の写し	要	要	要	要	要	要	直近のもの

注１　地域密着型通所介護事業所として指定を受け、かつ第１号通所事業所として指定を受けている事業所の指定更新申請は、それぞれに指定更新申請書及び付表の提出が必要です。なお、共通する添付書類は１部で可能です。（指定更新申請は厚生労働大臣が定める様式により別々に提出いただく必要があります。）

注２　上記添付書類のほか、指定更新日付けで事業所の管理者や運営規程等の変更を行う場合は、変更届出書の添付書類に準じ必要な書類を提出してください。この場合、変更届出書の提出は不要ですが、当該変更を指定更新日の前に行う場合は、別途変更届出書の提出が必要です。

注３　標準様式は記載内容が満たされていれば当該様式を使用しなくても差し支えありません。

提出書類等の様式

1　厚生労働大臣が定める様式及び標準様式

厚生労働大臣が定める様式及び標準様式は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

〈https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html 別ウィンドウで開く 〉

上記ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」の「２．指定申請様式等の使用原則化　（１）厚生労働大臣が定める様式等（令和６年３月１５日告示分）」の「指定地域密着型サービス事業所等」に掲載の様式をご利用ください。

2　本市の様式

誓約書

様式２ 表紙(ワード形式、33.00KB)

別紙１ 地域密着型サービス事業者向け (ワード形式、39.00KB)

別紙３ 地域密着型介護予防事業者向け (ワード形式、38.50KB)

指定更新申請に係る添付書類チェックリスト（更新申請の際に提出してください。）

サービス別 (エクセル形式、25.60KB)

この記事と同じ分類の記事

- 令和７年度の介護職員等処遇改善加算に係る実績報告書の提出について
- 地域密着型　令和８年６月以降の介護給付費の算定に係る体制等に関する届出について
- 令和８年度処遇改善計画書の介護給付費算定に係る体制等に関する届出について
- 令和８年度　介護職員等処遇改善加算に関する届出について
- 城陽市介護人材育成支援事業
- 地域密着型　介護給付費の算定に係る体制等に関する届出について
- 令和７年度　指定地域密着型サービス事業者及び指定第１号事業者 集団指導の資料について
- 地域密着型　自主点検表
- 地域密着型　指定更新申請に必要な書類
- 地域密着型　指定内容変更届出に必要な書類
- 地域密着型　事業の廃止・休止、再開の届出に必要な書類

福祉保健部高齢介護課介護保険係

- お知らせ

ページの先頭へ戻る

別紙様式第二号(二)

指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所
指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所

指定更新申請書

年　　月　　日

市(区・町・村)長殿

所在地

申請者　名称

代表者職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

				法人番号	
申請者	フリガナ 名称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号　　－　　) 都道府県　　市区町村			
	連絡先	電話番号	(内線)	FAX番号	
		Email			
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日
	代表者の住所	(郵便番号　　－　　) 都道府県　　市区町村			
事業所	事業等の種類		介護保険事業所番号		
	指定有効期間満了日				
	フリガナ 名称				
	所在地	(郵便番号　　－　　) 都道府県　　市区町村			
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき				
	フリガナ 名称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号　　－　　) 都道府県　　市区町村			
管理者	フリガナ 氏名		生年月日		
	住所	(郵便番号　　－　　) 都道府県　　市区町村			

備考　1　「事業等の種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
2　様式右上の申請者の所在地と様式中央の申請者欄の主たる事務所の所在地は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の主たる事務所の所在地は、原則として、登記事項証明書の内容を記載してください。ただし、建物名や部屋番号を追記することも可能です。
3　電子申請届出システムを利用する際は、「事業等の種類」に該当する付表を入力してください。
4　「当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき」の対象が2つ以上の場合は、付表に該当する事業所を記入してください。

付表の例

付表第二号(三) 地域密着型通所介護(療養通所介護)事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号								
	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号 ー) 都道府県 市区町村							
	連絡先	電話番号	(内線)			FAX番号			
		ﾛｳｿｷ							
管理者	フリガナ		住所	(郵便番号 ー)					
	氏名								
	生年月日								
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)□								
	他の事業所、施設等の職務との兼務(兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地				事業所番号			
		兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等							
共生型サービスの該当有無			□有 □無						
○設備に関する基準の確認に必要な事項									
食堂及び機能訓練室の合計面積			㎡	利用定員(同時利用)				人	
サービス提供単位1	○人員に関する基準の確認に必要な事項								
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	常勤(人)								
	非常勤(人)								
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		その他(年末年始休日等)							
	営業時間			:	～	:			
		曜日ごとに異なる場合記入	平日	:	～	:			
			土曜日	:	～	:			
			日曜日・祝日	:	～	:			
	サービス提供時間			:	～	:			
	利用定員			人					
サービス提供単位2	○人員に関する基準の確認に必要な事項								
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	常勤(人)								
	非常勤(人)								
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		その他(年末年始休日等)							
	営業時間			:	～	:			
		曜日ごとに異なる場合記入	平日	:	～	:			
			土曜日	:	～	:			
			日曜日・祝日	:	～	:			
	サービス提供時間			:	～	:			
	利用定員			人					
サービス提供単位3	○人員に関する基準の確認に必要な事項								
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	常勤(人)								
	非常勤(人)								
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		その他(年末年始休日等)							
	営業時間			:	～	:			
		曜日ごとに異なる場合記入	平日	:	～	:			
			土曜日	:	～	:			
			日曜日・祝日	:	～	:			
	サービス提供時間			:	～	:			
	利用定員			人					
添付書類		別添のとおり							

第１号事業　指定更新申請に必要な書類

2024年7月11日　ID:2292

SNSへのリンクは別ウィンドウで開きます シェア ツイート LINEで送る

介護サービス事業者等が行う指定の申請や変更の届出等の手続きについて、介護保険法施行規則の一部改正に伴い令和６年４月１日から厚生労働大臣が定める様式により行うこととされました。

本市の指定更新申請については、次のとおりです。

指定更新申請に係る提出書類等一覧表

提出書類	訪問事業	通所事業	備　考
指定更新申請書	別紙様式 第三号（五）	別紙様式 第三号（五）	厚生労働大臣が定める様式
指定等に係る記載事項	付表 第三号（一）	付表 第三号（二）	厚生労働大臣が定める様式

添付書類

提出書類	訪問事業	通所事業	備　考
1　従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	標準様式 1-1	標準様式 1-2	原則として更新月分
2　上記一覧表に記載の従業者の資格証等の写し	要	要	当該職種・職務に必要な資格者証、研修修了証等
3　事業所の平面図	標準様式2	標準様式2	部屋ごとに床面積（有効面積）が記載されたもの
4　誓約書	様式2 （別紙5）	様式2 （別紙5）	本市の様式
5　自主点検表の写し	要	要	直近のもの

注１　第１号通所事業所として指定を受け、かつ地域密着型通所介護事業所として指定を受けている事業所の指定更新申請は、それぞれに指定更新申請書及び付表の提出が必要です。なお、共通する添付書類は１部で可能です。（指定更新申請は厚生労働大臣が定める様式により別々に提出いただく必要があります。）

注２　上記添付書類のほか、指定更新日付けで事業所の管理者や運営規程等の変更を行う場合は、変更届出書の添付書類に準じ必要な書類を提出してください。この場合、変更届出書の提出は不要ですが、当該変更を指定更新日の前に行う場合は、別途変更届出書の提出が必要です。

注３　標準様式及び様式１（経歴書）は、記載内容が満たされていれば当該様式を使用しなくても差し支えありません。

提出書類等の様式

１　厚生労働大臣が定める様式及び標準様式

厚生労働大臣が定める様式及び標準様式は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

〈https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html 別ウィンドウで開く 〉

上記ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」の「２．指定申請様式等の使用原則化　（１）厚生労働大臣が定める様式等（令和６年３月１５日告示分）」の「介護予防・日常生活支援総合事業」に掲載の様式をご利用ください。

２　本市の様式

経歴書（指定更新日付けで管理者、サービス提供責任者及び訪問事業責任者の変更を行う場合）

様式１　経歴書（ワード形式、39.00KB）

誓約書

様式２　表紙(ワード形式、33.00KB)

別紙５　第１号訪問・通所事業者向け(ワード形式、37.50KB)

指定更新申請に係る添付書類チェックリスト（更新申請の際に提出してください。）

サービス別（エクセル形式、14.78KB）

この記事と同じ分類の記事

- 令和７年度の介護職員等処遇改善加算に係る実績報告書の提出について
- 総合事業に関するサービスコード表・単位数表マスタ
- 第１号事業　令和８年６月以降の介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出について
- 令和８年度処遇改善計画書の介護給付費算定に係る体制等に関する届出について
- 令和８年度　介護職員等処遇改善加算に関する届出について
- 城陽市介護人材育成支援事業
- 第１号事業者名簿
- 令和７年度　指定地域密着型サービス事業者及び指定第１号事業者 集団指導の資料について
- 第１号事業　自主点検表
- 第１号事業　介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出について
- 総合事業に関する要綱
- 第１号事業　指定更新申請に必要な書類
- 第１号事業　指定内容変更届出に必要な書類
- 第１号事業　事業の廃止・休止、再開の届出に必要な書類

福祉保健部高齢介護課介護保険係

- お知らせ

お問い合わせ

城陽市役所福祉保健部高齢介護課介護保険係

電話: 0774-56-4043

ファックス: 0774-56-3999

電話番号のかけ間違いにご注意ください！

お問い合わせフォーム

別紙様式第三号(五)

指定更新申請書

年　　月　　日

市(区・町・村)長殿

所在地

申請者　名称

代表者職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

			法人番号		
申請者	フリガナ 名称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号　　－　　) 都 道 府 県　　市 区 町 村			
	連絡先	電話番号	(内線)	FAX番号	
		Email			
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏 名	生年月日
	代表者の住所	(郵便番号　　－　　) 都 道 府 県　　市 区 町 村			
事業所	事業等の種類		介護保険事業所番号		
	指定有効期間満了日				
	フリガナ 名称				
	所在地	(郵便番号　　－　　) 都 道 府 県　　市 区 町 村			
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき				
	フリガナ 名称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号　　－　　) 都 道 府 県　　市 区 町 村			
管理者	フリガナ 氏名		生年月日		
	住所	(郵便番号　　－　　) 都 道 府 県　　市 区 町 村			

備考　1　「事業等の種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
　　2　様式右上の申請者の所在地と様式中央の申請者欄の主たる事務所の所在地は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の主たる事務所の所在地は、原則として、登記事項証明書の内容を記載してください。ただし、建物名や部屋番号を追記することも可能です。
　　3　電子申請届出システムを利用する際は、「事業等の種類」に該当する付表を入力してください。
　　4　「当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき」の対象が2つ以上の場合は、付表に該当する事業所を記入してください。

付表第三号（一）訪問型サービス事業所の指定等に係る記載事項

付表の例

サービス種類（該当に○）	介護予防訪問介護相当サービス		緩和した基準による訪問型サービス	定率	
				定額	

事業所	法人番号				
	フリガナ				
	名　称				
	所在地	（郵便番号　　－　　） 都道府県　　市区町村			
	連絡先	電話番号	（内線）	FAX番号	
		Email			
管理者	フリガナ		住所	（郵便番号　　－　　）	
	氏　名				
	生年月日				
	当該事業所で兼務する他の職種（兼務の場合のみ記入）				
	他の事業所、施設等の職務との兼務（兼務の場合のみ記入）	兼務先の名称、所在地			
		兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等			

○人員に関する基準の確認に必要な事項

従業者の職種・員数	訪問介護員等	
	専　従	兼　務
常　勤（人）		
非常勤（人）		
常勤換算後の人数（人）		
利用者の推定数（人）		

サービス提供責任者 ※介護予防訪問介護相当サービス該当時	フリガナ		住所	（郵便番号　　－　　）
	氏　名			
	フリガナ		住所	（郵便番号　　－　　）
	氏　名			
添付書類	別添のとおり			

（訪問型サービス事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合）

事業所	フリガナ				
	名　称				
	所在地	（郵便番号　　－　　） 都道府県　　市区町村			
	連絡先	電話番号	（内線）	FAX番号	
		Email			

備考
1　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
2　管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
3　当該事業を事業所所在地以外の場所（いわゆる出張所）で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する従業者も含めて記載してください。
4　「介護予防訪問介護相当サービス」は介護保険法施行規則第140条の63の6第1号で定める基準に基づき行われるサービスを、「緩和した基準による訪問型サービス」は介護保険法施行規則第140条の63の6第2号で定める基準に基づき行われるサービスを指します。

② 指定内容変更届について

根拠規定	＜地域密着型サービス＞ 介護保険法第78条の5第1項
	＜地域密着型介護予防サービス＞ 介護保険法第115条の15第1項
	＜第1号事業＞ 城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第18条第1項
要　旨	① 指定事業者は、事業所の名称及び所在地その他の事項に変更があったときは、その旨を10日以内に事業所の所在地を管轄する市町村長（城陽市長）に届け出なければならない。（介護保険法施行規則第131条の13、140条の30） ②「利用定員等」、「事業所の所在地」、「事業所の建物の構造、専用区画等の変更」、「営業日及びサービス提供時間等」及び「利用料（法定代理受領サービスに該当するものを除く）」を変更しようとするときは、本市にあらかじめ協議しなければならない。（城陽市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する要綱第9条第3項、城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第18条第2項） ※事前協議は、変更予定日の1か月前までには終了するよう余裕を持ってお願いします。 ③ 運営規程に係る「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更については、（その都度でなく）年1回、毎年4月1日を基準日として4月10日までに変更の届出をする。（変更の都度届出なくてもよい。府の取扱に準じる。） ※従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規定を定めるに当たっては、事業所に置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することは差し支えない。（重要事項説明書においても同様）

提出書類・届出事項	ホームページ「指定内容変更届出に必要な書類」に掲載しています。 ※厚生労働大臣が定める様式の「付表」の添付漏れがないようご留意ください。
留 意 事 項	地域密着型通所介護として指定を受け、かつ第1号通所事業所として指定を受けている事業所の指定内容変更届出は、それぞれ厚生労働大臣が定める様式(付表を含む。)により提出いただく必要がありますが、共通する添付書類は、1部提出いただければ結構です。

地域密着型　指定内容変更届出に必要な書類

2024年7月11日　ID:1582

SNSへのリンクは別ウィンドウで開きます シェア ツイート LINEで送る

介護サービス事業者等が行う指定の申請や変更の届出等の手続きについて、介護保険法施行規則の一部改正に伴い令和６年４月１日から厚生労働大臣が定める様式により行うこととされました。

本市の地域密着型サービス事業者の変更の届出については、次のとおりです。

提出書類

提出書類	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	看護小規模多機能型居宅介護	備　考
変更届書	別紙様式第二号（四）	別紙様式第二号（四）	別紙様式第二号（四）	別紙様式第二号（四）	別紙様式第二号（四）	別紙様式第二号（四）	厚生労働大臣が定める様式
指定等に係る記載事項	付表第二号（三）	付表第二号（四）	付表第二号（六）	付表第二号（七）	付表第二号（九）	付表第二号（十）	厚生労働大臣が定める様式

届出事項及び添付書類等

変更があった事項（◆要事前協議）	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	看護小規模多機能型居宅介護	添付書類
1　事業所（施設）の名称	○	○	○	○	○	○	運営規定
2　◆事業所（施設）の所在地	○	○	○	○	○	○	（必要書類は事前協議の際に提示）
3　申請者の名称	○	○	○	○	○	○	登記事項証明書（登記が未了の場合は、定款等の変更に係る理事会等の議事録写）（注３参照）
4　主たる事務所の所在地	○	○	○	○	○	○	登記事項証明書（登記が未了の場合は、定款等の変更に係る理事会等の議事録写）（注３参照）
5　代表者（開設者）、代表者（開設者）の氏名、住所	○	○	○	○	○	○	代表者の経歴書（様式1）※小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護の代表者のみ。（代表者を変更しない場合は不要）・登記事項証明書(登記が未了の場合は、定款等の変更に係る理事会等の議事録写）（注３参照）
6　登記事項証明書（当該事業に関するものに限る）	○	○	○	○	○	○	登記事項証明書（登記が未了の場合は、定款等の変更に係る理事会等の議事録写）（注３参照）
7　◆事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	○	○	○	○	○	○	（必要書類は事前協議の際に提示）
8　事業所（施設）の管理者、管理者の氏名及び住所	○	○	○	○	○	○	管理者の経歴書（標準様式２）、管理者研修修了証、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）
	（標準様式1-09）	（標準様式1-02）	（標準様式1-03）	（標準様式1-04）	（標準様式1-06）	標準様式	

						1-08)	※管理者を変更しない場合は添付書類不要
9　運営規定							運営規定
◆利用定員等、営業日・サービス提供時間及び利用料（１割、２割又は３割負担を除く）	○	○	○	○	○	○	（必要書類は事前協議の際に提示）
従業者の職種、員数及び職務内容（注２ただし書き参照）	（標準様式1-09）	（標準様式1-02）	（標準様式1-03）	（標準様式1-04）	（標準様式1-06）	（標準様式1-08）	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）
10　協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関			○	○	○	○	契約書又は覚書等の写し
11　介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携・支援体制			○	○		○	契約書又は覚書等の写し
12　本体施設、本体施設との移動経路等			○（サテライト型）	○（サテライト型）		○（サテライト型）	変更前と変更後の移動経路等がわかる図面
13　併設施設の状況等					○		変更後の併設施設の概要（事業所名、サービス種別及び定員等）がわかるもの
14　介護支援専門員、介護支援専門員の氏名及び登録番号			○（標準様式1-03）	○（標準様式1-04）	○（標準様式1-06）	○（標準様式1-08）	当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧（標準様式7）、介護支援専門員又は計画作成担当者の経歴書（様式1）、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）

注１　地域密着型通所介護事業所として指定を受け、かつ第１号通所事業所として指定を受けている事業所の変更の届出は、それぞれに変更届出書及び付表の提出が必要です。なお、共通する添付書類は１部で可能です。（変更届出は厚生労働大臣が定める様式により別々に提出いただく必要があります。）

注２　変更届出書の提出期限・・・変更後１０日以内（ただし、「従業員の職種、員数及び職務内容」に係る変更については、（その都度ではなく）年１回、毎年４月１日を基準日として１０日以内に提出）

▶１０日以内に提出できなかった場合は、「遅延理由書兼誓約書（参考）」を添付してください。

注３　届出時に登記が未了ため登記事項証明書に代えて理事会等の議事録写を提出された場合は、必ず登記完了後に登記事項証明書を提出してください。

注４　標準様式及び様式１（経歴書）は、記載内容が満たされていれば当該様式を使用しなくても差し支えありません。

提出書類等の様式

1　厚生労働大臣が定める様式及び標準様式

厚生労働大臣が定める様式及び標準様式は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

〈https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html 別ウィンドウで開く 〉

上記ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」の「２．指定申請様式等の使用原則化　（１）厚生労働大臣が定める様式等（令和６年３月１５日告示分）」の「指定地域密着型サービス事業所等」に掲載の様式をご利用ください。

2　本市の様式

様式１

様式１　経歴書(ワード形式、39.00KB)

参考

遅延理由書兼誓約書（ワード形式、26.50KB）

この記事と同じ分類の記事

- 令和７年度の介護職員等処遇改善加算に係る実績報告書の提出について
- 地域密着型　令和８年６月以降の介護給付費の算定に係る体制等に関する届出について
- 令和８年度処遇改善計画書の介護給付費算定に係る体制等に関する届出について
- 令和８年度　介護職員等処遇改善加算に関する届出について
- 城陽市介護人材育成支援事業
- 地域密着型　介護給付費の算定に係る体制等に関する届出について
- 令和７年度　指定地域密着型サービス事業者及び指定第１号事業者 集団指導の資料について
- 地域密着型　自主点検表
- 地域密着型　指定更新申請に必要な書類
- 地域密着型　指定内容変更届出に必要な書類
- 地域密着型　事業の廃止・休止、再開の届出に必要な書類

福祉保健部高齢介護課介護保険係

- お知らせ

ページの先頭へ戻る

城陽市役所

〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地
開庁時間　8時30分から17時15分
閉庁日　土曜・日曜日、祝日、年末年始
法人番号　2000020262072

城陽市　各課の窓口
電話：0774-52-1111（代表）
ファックス：0774-56-3999

Copyright 2015 Joyo City. All rights reserved.

別紙様式第二号(四)

変更届出書

年　　月　　日

市(区・町・村)長殿

所在地

申請者　　名称

代表者職名・氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号
		法人番号
指定内容を変更した事業所等		名称
		所在地
サービスの種類		
変更年月日		年　　月　　日
変更があった事項(該当に○)		変更の内容
	事業所(施設)の名称	(変更前)
	事業所(施設)の所在地	
	申請者の名称	
	主たる事務所の所在地	
	法人等の種類	
	代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名	
	登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)	
	事業所(施設)の建物の構造、専用区画等	
	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	(変更後)
	運営規程	
	協力医療機関・協力歯科医療機関	
	事業所の種別	
	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携・支援体制	
	本体施設、本体施設との移動経路等	
	併設施設の状況等	
	連携する訪問看護を行う事業所の名称	
	連携する訪問看護を行う事業所の所在地	
	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	

備考　1　「サービスの種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
　　2　「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。
　　なお、電子申請届出システムを利用する際は、「サービスの種類」に該当する付表に変更前と変更後の内容を入力、付表以外の添付書類等の変更内容は、「変更の内容」の(変更前)と(変更後)欄に、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように入力してください。

第１号事業　指定内容変更届出に必要な書類

2024年7月11日　ID:2297

SNSへのリンクは別ウィンドウで開きます シェア ツイート LINEで送る

介護サービス事業者等が行う指定の申請や変更の届出等の手続きについて、介護保険法施行規則の一部改正に伴い令和６年４月１日から厚生労働大臣が定める様式により行うこととされました。

本市の第１号事業者の変更の届出については、次のとおりです。

提出書類

提出書類	訪問事業	通所事業	備　考
変更届出書	別紙様式 第三号（一）	別紙様式 第三号（一）	厚生労働大臣が定める様式
指定等に係る記載事項	付表 第三号（一）	付表 第三号（二）	厚生労働大臣が定める様式

届出事項等及び添付書類等

変更があった事項 （◆要事前協議）	訪問事業	通所事業	添付書類
１　事業所の名称	○	○	運営規定
２　◆事業所の所在地	○	○	（必要書類は事前協議等の際に提示）
３　申請者の名称 ４　主たる事務所の所在地	○	○	登記事項証明書（登記が未了の場合は、定款等の変更に係る理事会等の議事録写）（注３参照）
５　代表者、代表者の指名、住所	○	○	登記事項証明書（登記が未了の場合は、定款等の変更に係る理事会等の議事録写）（注３参照）
６　登記事項証明書（当該事業に関するものに限る）	○	○	登記事項証明書（登記が未了の場合は、定款等の変更に係る理事会等の議事録写）（注３参照）
７　◆事業所の建物の構造、専用区画等	○	○	（必要書類は事前協議等の際に提示）
８　事業所の管理者、管理者の氏名及び住所	○ （標準様式1-1）	○ （標準様式1-2）	・管理者の経歴書（様式1） ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式１） ▶管理者を変更しない場合は添付書類不要
９　サービス提供責任者（訪問事業責任者を含む。）、サービス提供責任者の氏名、住所	○ （標準様式1-1）		・サービス提供責任者等の経歴書（様式1）及び介護福祉士等の資格を証する書面（サービス提供責任者等を変更しない場合は、当該者の資格が介護職員初任者研修課程修了者の場合を除き提出不要） ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）（サービス提供責任者等を変更しない場合は提出不要）
１０　運営規定 ◆利用定員等、営業日、サービス提供時間及び利用料（1割、2割又は3割負担を除く。） 従業者の種類、員数及び職務内容(注２のただし書き参照)	○ （標準様式1-1）	○ （標準様式1-2）	運営規定 （必要書類は事前協議等の際に提示） 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）

注１　第１号通所事業所として指定を受け、かつ地域密着型通所介護事業所として指定を受けている事業所の変更の届出は、それぞれに変更届出書及び付表の提出が必要です。なお、共通する添付書類は１部で可能です。（変更届出は厚生労働大臣が定める様式により別々に提出いただく必要があります。）

注２　変更届出書の提出期限・・・変更後１０日以内（ただし、「従業員の職種、員数及び職務内容」に係る変更については、（その都度ではなく）年１回、毎年４月１日を基準日として１０日以内に提出）

▶１０日以内に提出できなかった場合は、「遅延理由書兼誓約書（参考）」を添付してください。

注３　届出時に登記が未了ため登記事項証明書に代えて理事会等の議事録写を提出された場合は、必ず登記完了後に登記事項証明書を提出してください。

注４　標準様式及び様式１（経歴書）は、記載内容が満たされていれば当該様式を使用しなくても差し支えありません。

提出書類等の様式

1　厚生労働大臣が定める様式及び標準様式

厚生労働大臣が定める様式及び標準様式は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

〈https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html 別ウィンドウで開く 〉

上記ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」の「２．指定申請様式等の使用原則化　（１）厚生労働大臣が定める様式等（令和６年３月１５日告示分）」の「介護予防・日常生活支援総合事業」に掲載の様式をご利用ください。

2　本市の様式

様式１

様式１　経歴書(ワード形式、39.00KB)

参考

遅延理由書兼誓約書（ワード形式、26.50KB)

この記事と同じ分類の記事

- 令和７年度の介護職員等処遇改善加算に係る実績報告書の提出について
- 総合事業に関するサービスコード表・単位数表マスタ
- 第１号事業　令和８年６月以降の介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出について
- 令和８年度処遇改善計画書の介護給付費算定に係る体制等に関する届出について
- 令和８年度　介護職員等処遇改善加算に関する届出について
- 城陽市介護人材育成支援事業
- 第１号事業者名簿
- 令和７年度　指定地域密着型サービス事業者及び指定第１号事業者 集団指導の資料について
- 第１号事業　自主点検表
- 第１号事業　介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出について
- 総合事業に関する要綱
- 第１号事業　指定更新申請に必要な書類
- 第１号事業　指定内容変更届出に必要な書類
- 第１号事業　事業の廃止・休止、再開の届出に必要な書類

福祉保健部高齢介護課介護保険係

- お知らせ

お問い合わせ

城陽市役所福祉保健部高齢介護課介護保険係

電話: 0774-56-4043

ファックス: 0774-56-3999

別紙様式第三号(一)

変更届出書

年　　月　　日

市(区・町・村)長殿

所在地

申請者　名称

代表者職名・氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号
		法人番号
指定内容を変更した事業所等		名称
		所在地
サービスの種類		
変更年月日		年　月　日
変更があった事項(該当に○)		変更の内容
	事業所の名称	(変更前)
	事業所の所在地	
	申請者の名称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
	登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)	
	事業所の建物の構造及び平面図並びに設備の概要	(変更後)
	利用者の推定数、利用者の定員	
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	
	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
	運営規程	
	その他	

備考　1　「サービスの種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。

2　「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。

なお、電子申請届出システムを利用する際は、「サービスの種類」に該当する付表に変更前と変更後の内容を入力、付表以外の添付書類等の変更内容は、「変更の内容」の(変更前)と(変更後)欄に、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように入力してください。

③ 事業の廃止・休止、再開の届出について

根拠規定	＜地域密着型サービス＞ 介護保険法第78条の5第2項
	＜地域密着型介護予防サービス＞ 介護保険法第115条の15第2項
	＜第1号事業＞ 城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第18条第3項、第4項
要　旨	① 指定事業者は、事業を廃止し、又は休止（1年以内）しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に別に定める廃止・休止届出書により届け出なければならない。（届出の前には事前に相談すること。） ② 指定事業者は、休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。（届出の前には事前に相談すること。） ③ 指定事業者は、当該指定に係る事業所を廃止し、又は休止しようとするときは、当該事業所の利用者が継続してサービスを受けることができるための措置を講じなければならない。
提出書類等	ホームページ「事業の廃止・休止、再開の届出に必要な書類」に掲載しています。
留意事項	地域密着型通所介護として指定を受け、かつ第1号通所事業所として指定を受けている事業所の廃止・休止、再開の届出は、それぞれ厚生労働大臣が定める様式により提出いただく必要がありますが、共通する添付書類は、1部提出いただければ結構です。

地域密着型　事業の廃止・休止、再開の届出に必要な書類

2024年7月11日　ID:2290

SNSへのリンクは別ウィンドウで開きます シェア ツイート LINEで送る

介護サービス事業者等が行う指定の申請や変更の届出等の手続きについて、介護保険法施行規則の一部改正に伴い令和６年４月１日から厚生労働大臣が定める様式により行うこととされました。

本市の地域密着型サービス事業者の廃止・休止及び再開の届出については、次のとおりです。

事業の廃止・休止、再開の届出に必要な書類等一覧表

提出書類	届出様式	添付書類	備　　考
廃止・休止届出書	別紙様式第二号（三）（厚生労働大臣が定める様式）	－	事前協議の上、廃止又は休止する日の１月前までに提出してください。事前協議の際に添付書類を求めることがあります。
再開届出書	別紙様式第二号（五）（厚生労働大臣が定める様式）	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）	事前協議の上、再開後１０日以内に提出してください。左の添付書類のほか、事前協議の際に別途求めることがあります。

厚生労働大臣が定める様式及び標準様式は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

〈https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html 別ウィンドウで開く〉

上記ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」の「２．指定申請様式等の使用原則化　（１）厚生労働大臣が定める様式等（令和６年３月１５日告示分）」の「指定地域密着型サービス事業所等」に掲載の様式をご利用ください。

注　標準様式は記載内容が満たされていれば当該様式を使用しなくても差し支えありません。

この記事と同じ分類の記事

- 令和７年度の介護職員等処遇改善加算に係る実績報告書の提出について
- 地域密着型　令和８年６月以降の介護給付費の算定に係る体制等に関する届出について
- 令和８年度処遇改善計画書の介護給付費算定に係る体制等に関する届出について
- 令和８年度　介護職員等処遇改善加算に関する届出について
- 城陽市介護人材育成支援事業
- 地域密着型　介護給付費の算定に係る体制等に関する届出について
- 令和７年度　指定地域密着型サービス事業者及び指定第１号事業者 集団指導の資料について
- 地域密着型　自主点検表
- 地域密着型　指定更新申請に必要な書類
- 地域密着型　指定内容変更届出に必要な書類
- 地域密着型　事業の廃止・休止、再開の届出に必要な書類

福祉保健部高齢介護課介護保険係

- お知らせ

別紙様式第二号(三)

廃止・休止届出書

年　　月　　日

市(区・町・村)長殿

所在地

申請者　名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

	介護保険事業所番号
	法人番号
廃止(休止)する事業所	名称
	所在地
サービスの種類	
廃止・休止の別	廃止　・　休止
廃止・休止する年月日	年　　月　　日
廃止・休止する理由	
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置	
休止予定期間	休止日　～　　年　　月　　日

備考　廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

別紙様式第二号(五)

再開届出書

年　　月　　日

市(区・町・村)長殿

所在地

申請者　名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号	
	法人番号	
再開した事業所	名称	
	所在地	
サービスの種類		
再開した年月日	年　　月　　日	

備考　事業の再開に係る届出にあっては、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表を添付してください。

第１号事業　事業の廃止・休止、再開の届出に必要な書類

2024年7月11日　ID:2304

SNSへのリンクは別ウィンドウで開きます シェア ツイート LINEで送る

介護サービス事業者等が行う指定の申請や変更の届出等の手続きについて、介護保険法施行規則の一部改正に伴い令和６年４月１日から厚生労働大臣が定める様式により行うこととされました。

本市の廃止・休止及び再開の届出については、次のとおりです。

事業の廃止・休止、再開の届出に必要な書類等一覧表

提出書類	届出様式	添付書類	備　　考
廃止・休止届出書	別紙様式第三号（三）（厚生労働大臣が定める様式）	－	事前協議の上、廃止又は休止する日の１月前までに提出してください。事前協議の際に添付書類を求めることがあります。
再開届出書	別紙様式第三号（二）（厚生労働大臣が定める様式）	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）	事前協議の上、再開後１０日以内に提出してください。左の添付書類のほか、事前協議の際に別途求めることがあります。

厚生労働大臣が定める様式及び標準様式は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

〈https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html 別ウィンドウで開く〉

上記ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」の「２．指定申請様式等の使用原則化　（１）厚生労働大臣が定める様式等（令和６年３月１５日告示分）」の「介護予防・日常生活支援総合事業」に掲載の様式をご利用ください。

注　標準様式は記載内容が満たされていれば当該様式を使用しなくても差し支えありません。

この記事と同じ分類の記事

- 令和７年度の介護職員等処遇改善加算に係る実績報告書の提出について
- 総合事業に関するサービスコード表・単位数表マスタ
- 第１号事業　令和８年６月以降の介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出について
- 令和８年度処遇改善計画書の介護給付費算定に係る体制等に関する届出について
- 令和８年度　介護職員等処遇改善加算に関する届出について
- 城陽市介護人材育成支援事業
- 第１号事業者名簿
- 令和７年度　指定地域密着型サービス事業者及び指定第１号事業者 集団指導の資料について
- 第１号事業　自主点検表
- 第１号事業　介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出について
- 総合事業に関する要綱
- 第１号事業　指定更新申請に必要な書類
- 第１号事業　指定内容変更届出に必要な書類
- 第１号事業　事業の廃止・休止、再開の届出に必要な書類

別紙様式第三号(三)

廃止・休止届出書

年　　月　　日

市(区・町・村)長殿

所在地

申請者　名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

	介護保険事業所番号
	法人番号
廃止(休止)する事業所	名称
	所在地
サービスの種類	
廃止・休止の別	廃止　・　休止
廃止・休止する年月日	年　　月　　日
廃止・休止する理由	
現にサービスを受けている者に対する措置	
休止予定期間	休止日　～　　年　　月　　日

備考　廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

別紙様式第三号(二)

再開届出書

年　　月　　日

市(区・町・村)長殿

所在地

申請者　名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号	
	法人番号	
再開した事業所	名称	
	所在地	
サービスの種類		
再開した年月日	年　　月　　日	

備考　事業の再開に係る届出にあっては、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表を添付してください。

（2） 指定事業者の介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出について

本市への届出に必要な書類等ついては、ホームページに掲載しています。
＊ ホーム ＞ くらしのガイド ＞ 介護保険 ＞ 事業者向け(介護保険関係) ＞ 地域密着型サービス事業所又は介護予防・日常生活総合支援事業

要　旨	① 地域密着型通所介護費等の各単位数表（厚労省告示）又は城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別記1及び別記2に定められた各種加算等の算定については、あらかじめ市長に届けなければならない。（届出が必要な加算等と必要でない加算等があることに留意） **…届出が必要な加算…** ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス） ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（第1号事業） を参照 ② 算定開始月 ▸15日までに届出書が受理されたとき⇒翌月 ▸16日以降に届出書が受理されたとき⇒翌々月 ▸ただし、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設にあっては、月の初日までに届出書が受理されれば、当該月から算定を開始できる。 ③ 加算体制を見直そうとする場合は、利用者負担が変わることから、事前に利用者に対し十分に説明を行い、同意を得ること。また、見直した加算での請求を間違うことなく行うこと。
提出書類等	ホームページ「地域密着型　令和8年6月以降の介護給付費の算定に係る体制等に関する届出について」又は「第1号事業　令和8年6月以降の介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出について」に掲載しています。
留意事項	地域密着型通所介護として指定を受け、かつ第1号通所事業所として指定を受けている事業所の届出は、別紙50及び別紙1-4により提出してください。

地域密着型　令和８年６月以降の介護給付費の算定に係る体制等に関する届出について

2026年4月30日　ID:12219

SNSへのリンクは別ウィンドウで開きます シェア ツイート LINEで送る

令和８年６月以降の介護給付費算定の係る体制等に関する届出について掲載しています。

体制等に関する届出

1　地域密着型通所介護費等の各単位表(厚生労働省告示)に定められた各種加算等の算定にあたっては、あらかじめ市町村長に算定に係る体制等の届出が必要な加算等と必要でない加算等があります。届出が必要な加算等については、次により届出書を提出してください。

・・・届出が必要な加算等・・・

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3)を参照

2　算定開始月

・１５日までに届出書が受理されたとき　⇒　翌月

・１６日以降に届出書が受理されたとき　⇒　翌々月

ただし、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設にあっては、月の初日までに届出書が受理されれば、当該月から算定を開始できます。

3　加算の取り下げ、人員欠如よる減算等は、速やかに届出書を提出してください。

4　加算体制の見直しは利用者負担が変わることから、事前に利用者に対し説明を行い、同意を得てください。また、見直した加算での請求は間違いなく行ってください。

※届出にあたっては、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」の一部改正について（令和８年３月１３日老発0313第5号）及び厚生労働省ホームページの「令和８年度介護報酬改定について」 別ウィンドウで開く 等を併せてご確認ください。

■「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」の一部改正について（令和８年３月１３日老発0313第5号） 別ウィンドウで開く

■（参考:改正後全文）「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について 別ウィンドウで開く 」

届出に必要な書類

各サービス共通

提出書類等

様　　式

1　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）

2　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）
＊LIFEの登録は、LIFEの利用を開始している場合は「あり」と記載してください。

3　介護給付費の割引に係る割引率の設定について（別紙5-2）
＊割引率を設定する場合のみ提出してください。

各サービス別

サービス別の加算等に必要な提出書類等については、エクセル表をご覧ください。

提出書類一覧表（エクセル形式、51.23KB）

提出書類の様式

体制等に関する届出書（当該様式を使用）

(別紙3-2)介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス・居宅介護支援・介護予防支援）（エクセル形式、24.25KB）

体制等状況一覧表（当該様式を使用）

（別紙１-３）介護給付費算定に係る体制状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）（エクセル形式、99.27KB）

届出に必要な提出書類（体制等に関する届出書（別紙3-2）及び体制等状況一覧表（別紙1-3を除く。）の別紙については、厚生労働省の様式により提出してください。

厚生労働省のホームページ「令和８年度介護報酬改定について」の「令和８年度介護報酬改定に関する通知等の改正」別紙様式（エクセル形式）に掲載されています。

〈https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00073.html 別ウィンドウで開く〉

標準様式１（従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表）は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

〈https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html 別ウィンドウで開く〉

上記ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」の「２．指定申請様式等の使用原則化　（１）厚生労働大臣が定める様式等（令和６年３月１５日告示分）」の「指定地域密着型サービス事業所等」に掲載されています。

参考様式（市様式）

参考様式１（認知症専門ケア加算算定表）（エクセル形式、27.00KB）

参考様式２（（看護）小規模多機能型居宅介護（短期利用型）に関する届出書）（エクセル形式、34.00KB）

参考様式３（夜勤職員配置加算算定表）（エクセル形式、30.00KB）

注１　参考様式（市様式）は、記載内容が満たされていれば当該様式を使用しなくても差し支えありません。

注２　「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」については、別紙7又は標準様式１に準じた勤務割表等の勤務体制がわかる書類でも差し支えありません。

…従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表の作成対象月…

１．サービス提供体制強化加算
　サービス提供体制強化加算の有資格者の割合の参考計算書に記載した月

２．その他の加算等
　算定開始月

この記事と同じ分類の記事

› 令和７年度の介護職員等処遇改善加算に係る実績報告書の提出について

（別紙３－２）

受付番号	

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞
＜地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者用＞＜居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者用＞

（あて先）　　年　　月　　日

城陽市長

所在地

名　称

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

届出者	フリガナ 名　称				
	主たる事務所の所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　群市 （ビルの名称等）			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	法人である場合その種別		法人所轄庁		
	代表者の職・氏名	職名		氏名	
	代表者の住所	（郵便番号　　－　　） 県　　群市			
事業所の状況	フリガナ 事業所・施設の名称				
	主たる事業所の所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　群市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　群市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	管理者の氏名				
	管理者の住所	（郵便番号　　－　　） 県　　群市			

届出を行う事業所の状況	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定年月日	異動等の区分	異動（予定）年月日	異動項目（※変更の場合）
	地域密着型サービス　夜間対応型訪問介護			□ 1新規　□ 2変更　□ 3終了		
	地域密着型サービス　地域密着型通所介護			□ 1新規　□ 2変更　□ 3終了		
	地域密着型サービス　療養通所介護			□ 1新規　□ 2変更　□ 3終了		
	地域密着型サービス　認知症対応型通所介護			□ 1新規　□ 2変更　□ 3終了		
	地域密着型サービス　小規模多機能型居宅介護			□ 1新規　□ 2変更　□ 3終了		
	地域密着型サービス　認知症対応型共同生活介護			□ 1新規　□ 2変更　□ 3終了		
	地域密着型サービス　地域密着型特定施設入居者生活介護			□ 1新規　□ 2変更　□ 3終了		
	地域密着型サービス　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			□ 1新規　□ 2変更　□ 3終了		
	地域密着型サービス　定期巡回・随時対応型訪問介護看護			□ 1新規　□ 2変更　□ 3終了		
	地域密着型サービス　複合型サービス			□ 1新規　□ 2変更　□ 3終了		
	地域密着型サービス　介護予防認知症対応型通所介護			□ 1新規　□ 2変更　□ 3終了		
	地域密着型サービス　介護予防小規模多機能型居宅介護			□ 1新規　□ 2変更　□ 3終了		
	地域密着型サービス　介護予防認知症対応型共同生活介護			□ 1新規　□ 2変更　□ 3終了		
	居宅介護支援			□ 1新規　□ 2変更　□ 3終了		
	介護予防支援			□ 1新規　□ 2変更　□ 3終了		

地域密着型サービス事業所番号等		
指定を受けている市町村		
介護保険事業所番号		（指定を受けている場合）
既に指定等を受けている事業		
医療機関コード等		

特記事項	変　更　前	変　更　後

関係書類	別添のとおり

備考1　「受付番号」欄には記載しないでください。
2　「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
3　「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
4　「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
5　「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所について該当する数字の横の□を■にしてください。
6　「異動項目」欄には、（別紙1-1、別紙１－2又は別紙1-3）「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目（施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等、割引）を記載してください。
7　「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
8　「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

（別紙１－３）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）

事業所番号										

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		LIFEへの登録	割引
各サービス共通				地域区分	□ 1 1級地　□ 6 2級地　□ 7 3級地　□ 2 4級地 □ 3 5級地　□ 4 6級地　□ 9 7級地　□ 5 その他		
□ 78	地域密着型通所介護	□ 1 地域密着型通所介護事業所 □ 2 療養通所介護事業所 □ 3 療養通所介護事業所（短期利用型）		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし　□ 2 看護職員　□ 3 介護職員	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型　□ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型　□ 2 基準型		
				感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	□ 1 なし　□ 2 あり		
				時間延長サービス体制	□ 1 対応不可　□ 2 対応可		
				共生型サービスの提供（生活介護事業所）	□ 1 なし　□ 2 あり		
				共生型サービスの提供（自立訓練事業所）	□ 1 なし　□ 2 あり		
				共生型サービスの提供（児童発達支援事業所）	□ 1 なし　□ 2 あり		
				共生型サービスの提供（放課後等デイサービス事業所）	□ 1 なし　□ 2 あり		
				生活相談員配置等加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				入浴介助加算	□ 1 なし　□ 2 加算Ⅰ　□ 3 加算Ⅱ		
				中重度者ケア体制加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				重度者ケア体制加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				生活機能向上連携加算	□ 1 なし　□ 3 加算Ⅰ　□ 2 加算Ⅱ		
				個別機能訓練加算	□ 1 なし　□ 2 加算Ⅰイ　□ 3 加算Ⅰロ		
				ADL維持等加算〔申出〕の有無	□ 1 なし　□ 2 あり		
				認知症加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				栄養アセスメント・栄養改善体制	□ 1 なし　□ 2 あり		
				口腔機能向上加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				科学的介護推進体制加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし　□ 6 加算Ⅰ（イの場合）　□ 5 加算Ⅱ（イの場合） □ 7 加算Ⅲ（イの場合）　□ 8 加算Ⅲイ（ロの場合）　□ 9 加算Ⅲイ（ハの場合） □ 4 加算Ⅲロ（ロの場合）　□ A 加算Ⅲロ（ハの場合）		
				介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし　□ 7 加算Ⅰイ　□ S 加算Ⅰロ □ 8 加算Ⅱイ　□ T 加算Ⅱロ　□ 9 加算Ⅲ　□ A 加算Ⅳ		
□ 72	認知症対応型通所介護	□ 1 単独型 □ 2 併設型 □ 3 共用型		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし　□ 2 看護職員　□ 3 介護職員	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型　□ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型　□ 2 基準型		
				感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	□ 1 なし　□ 2 あり		
				時間延長サービス体制	□ 1 対応不可　□ 2 対応可		
				入浴介助加算	□ 1 なし　□ 2 加算Ⅰ　□ 3 加算Ⅱ		
				生活機能向上連携加算	□ 1 なし　□ 3 加算Ⅰ　□ 2 加算Ⅱ		
				個別機能訓練加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				ADL維持等加算〔申出〕の有無	□ 1 なし　□ 2 あり		
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				栄養アセスメント・栄養改善体制	□ 1 なし　□ 2 あり		
				口腔機能向上加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				科学的介護推進体制加算	□ 1 なし　□ 2 あり		

				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 5 加算Ⅰ □ 4 加算Ⅱ □ 6 加算Ⅲ		
				介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算Ⅰイ □ S 加算Ⅰロ □ 8 加算Ⅱイ □ T 加算Ⅱロ □ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ		
□ 73	小規模多機能型居宅介護	□ 1 小規模多機能型居宅介護事業所 □ 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				特別地域加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	□ 1 非該当 □ 2 該当		
				認知症加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				看護職員配置加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ □ 4 加算Ⅲ		
				看取り連携体制加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				訪問体制強化加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				総合マネジメント体制強化加算	□ 1 なし □ 3 加算Ⅰ □ 2 加算Ⅱ		
				科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		
				介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算Ⅰイ □ S 加算Ⅰロ □ 8 加算Ⅱイ □ T 加算Ⅱロ □ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ		
□ 68	小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	□ 1 小規模多機能型居宅介護事業所 □ 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	□ 1 非該当 □ 2 該当		
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		
				介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算Ⅰイ □ S 加算Ⅰロ □ 8 加算Ⅱイ □ T 加算Ⅱロ □ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ		
□ 32	認知症対応型共同生活介護	□ 1 Ⅰ型 □ 2 Ⅱ型 □ 3 サテライト型Ⅰ型 □ 4 サテライト型Ⅱ型		夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 介護従業者		
				身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				３ユニットの事業所が夜勤職員を２人以上とする場合	□ 1 なし □ 2 あり		
				夜間支援体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				利用者の入院期間中の体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
				看取り介護加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				医療連携体制加算Ⅰ	□ 1 なし □ 4 加算Ⅰイ □ 3 加算Ⅰロ □ 2 加算Ⅰハ		
				医療連携体制加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり		
				認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				認知症チームケア推進加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	□ 1 なし □ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり		
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		
				介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算Ⅰイ □ S 加算Ⅰロ □ 8 加算Ⅱイ □ T 加算Ⅱロ □ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ		
				夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 介護従業者		
				身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		

□ 38	認知症対応型 共同生活介護 （短期利用型）	□ 1 Ⅰ型 □ 2 Ⅱ型 □ 3 サテライト型Ⅰ型 □ 4 サテライト型Ⅱ型		業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	□ 1 なし □ 2 あり		
				夜間支援体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				医療連携体制加算Ⅰ	□ 1 なし □ 4 加算Ⅰイ □ 3 加算Ⅰロ □ 2 加算Ⅰハ		
				医療連携体制加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	□ 1 なし □ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり		
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		
				介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算Ⅰイ □ S 加算Ⅰロ □ 8 加算Ⅱイ □ T 加算Ⅱロ □ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ		
□ 54	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	□ 1 地域密着型介護老人福祉施設 □ 2 サテライト型地域密着型介護老人福祉施設 □ 3 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 □ 4 サテライト型ユニット型地域密着型介護老人福祉施設	□ 1 経過的施設以外 □ 2 経過的施設	夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員 □ 4 介護支援専門員		
				ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
				身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				安全管理体制	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				栄養ケア・マネジメントの実施の有無	□ 1 なし □ 2 あり		
				日常生活継続支援加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				テクノロジーの導入（日常生活継続支援加算関係）	□ 1 なし □ 2 あり		
				看護体制加算Ⅰ	□ 1 なし □ 2 あり		
				看護体制加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり		
				夜勤職員配置加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ □ 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ		
				テクノロジーの導入（夜勤職員配置加算関係）	□ 1 なし □ 2 あり		
				準ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
				生活機能向上連携加算	□ 1 なし □ 3 加算Ⅰ □ 2 加算Ⅱ		
				個別機能訓練加算	□ 1 なし □ 3 加算Ⅰ □ 4 加算Ⅱ □ 5 加算Ⅲ		
				ADL維持等加算〔申出〕の有無	□ 1 なし □ 2 あり		
				若年性認知症入所者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				常勤専従医師配置	□ 1 なし □ 2 あり		
				精神科医師定期的療養指導	□ 1 なし □ 2 あり		
				障害者生活支援体制	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				栄養マネジメント強化体制	□ 1 なし □ 2 あり		
				療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				配置医師緊急時対応加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				看取り介護体制	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				在宅・入所相互利用体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
				小規模拠点集合体制	□ 1 なし □ 2 あり		
				認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				認知症チームケア推進加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				褥瘡マネジメント加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				排せつ支援加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				自立支援促進加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				安全対策体制	□ 1 なし □ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	□ 1 なし □ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり		
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		
				介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算Ⅰイ □ S 加算Ⅰロ		

				介護職員等処遇改善加算	□ 8 加算Ⅱイ　□ T 加算Ⅱロ　□ 9 加算Ⅲ　□ A 加算Ⅳ		
□ 77	複合型サービス （看護小規模多機能型 居宅介護）	□ 1 看護小規模多機能型居宅介護事業所 □ 2 サテライト型看護小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし　□ 2 看護職員　□ 3 介護職員	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型　□ 2 基準型		
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型　□ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型　□ 2 基準型		
				訪問看護体制減算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				サテライト体制	□ 1 基準型　□ 2 減算型		
				特別地域加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	□ 1 非該当　□ 2 該当		
				認知症加算	□ 1 なし　□ 2 加算Ⅰ　□ 3 加算Ⅱ		
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				栄養アセスメント・栄養改善体制	□ 1 なし　□ 2 あり		
				口腔機能向上加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				緊急時対応加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				特別管理体制	□ 1 対応不可　□ 2 対応可		
				専門管理加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				ターミナルケア体制	□ 1 なし　□ 2 あり		
				遠隔死亡診断補助加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				看護体制強化加算	□ 1 なし　□ 3 加算Ⅰ　□ 2 加算Ⅱ		
				訪問体制強化加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				総合マネジメント体制強化加算	□ 1 なし　□ 3 加算Ⅰ　□ 2 加算Ⅱ		
				褥瘡マネジメント加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				排せつ支援加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				科学的介護推進体制加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし　□ 2 加算Ⅰ　□ 3 加算Ⅱ		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし　□ 6 加算Ⅰ　□ 5 加算Ⅱ　□ 7 加算Ⅲ		
				介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし　□ 7 加算Ⅰイ　□ S 加算Ⅰロ □ 8 加算Ⅱイ　□ T 加算Ⅱロ　□ 9 加算Ⅲ　□ A 加算Ⅳ		
□ 79	複合型サービス （看護小規模多機能型 居宅介護・短期利用型）	□ 1 看護小規模多機能型居宅介護事業所 □ 2 サテライト型看護小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし　□ 2 看護職員　□ 3 介護職員	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型　□ 2 基準型		
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型　□ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型　□ 2 基準型		
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	□ 1 非該当　□ 2 該当		
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし　□ 2 加算Ⅰ　□ 3 加算Ⅱ		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし　□ 6 加算Ⅰ　□ 5 加算Ⅱ　□ 7 加算Ⅲ		
				介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし　□ 7 加算Ⅰイ　□ S 加算Ⅰロ □ 8 加算Ⅱイ　□ T 加算Ⅱロ　□ 9 加算Ⅲ　□ A 加算Ⅳ		
□ 74	介護予防認知症対応型 通所介護	□ 1 単独型 □ 2 併設型 □ 3 共用型		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし　□ 2 看護職員　□ 3 介護職員	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型　□ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型　□ 2 基準型		
				感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	□ 1 なし　□ 2 あり		
				時間延長サービス体制	□ 1 対応不可　□ 2 対応可		
				入浴介助加算	□ 1 なし　□ 2 加算Ⅰ　□ 3 加算Ⅱ		
				生活機能向上連携加算	□ 1 なし　□ 3 加算Ⅰ　□ 2 加算Ⅱ		
				個別機能訓練加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				栄養アセスメント・栄養改善体制	□ 1 なし　□ 2 あり		
				口腔機能向上加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				科学的介護推進体制加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし　□ 5 加算Ⅰ　□ 4 加算Ⅱ　□ 6 加算Ⅲ		
				介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし　□ 7 加算Ⅰイ　□ S 加算Ⅰロ □ 8 加算Ⅱイ　□ T 加算Ⅱロ　□ 9 加算Ⅲ　□ A 加算Ⅳ		
				職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし　□ 2 看護職員　□ 3 介護職員	□ 1 なし	□ 1 なし

□ 75	介護予防小規模多機能型居宅介護	□ 1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 □ 2 サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所		身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	□ 2 あり	□ 2 あり
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				特別地域加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	□ 1 非該当 □ 2 該当		
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				総合マネジメント体制強化加算	□ 1 なし □ 3 加算Ⅰ □ 2 加算Ⅱ		
				科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		
				介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算Ⅰイ □ S 加算Ⅰロ □ 8 加算Ⅱイ □ T 加算Ⅱロ □ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ		
□ 69	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	□ 1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 □ 2 サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	□ 1 非該当 □ 2 該当		
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		
				介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算Ⅰイ □ S 加算Ⅰロ □ 8 加算Ⅱイ □ T 加算Ⅱロ □ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ		
□ 37	介護予防認知症対応型共同生活介護	□ 1 Ⅰ型 □ 2 Ⅱ型 □ 3 サテライト型Ⅰ型 □ 4 サテライト型Ⅱ型		夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 介護従業者		
				身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	□ 1 なし □ 2 あり		
				夜間支援体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				利用者の入院期間中の体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
				認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				認知症チームケア推進加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	□ 1 なし □ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり		
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		
				介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算Ⅰイ □ S 加算Ⅰロ □ 8 加算Ⅱイ □ T 加算Ⅱロ □ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ		
□ 39	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	□ 1 Ⅰ型 □ 2 Ⅱ型 □ 3 サテライト型Ⅰ型 □ 4 サテライト型Ⅱ型		夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 介護従業者		
				身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	□ 1 なし □ 2 あり		
				夜間支援体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	□ 1 なし □ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり		
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		
				介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算Ⅰイ □ S 加算Ⅰロ □ 8 加算Ⅱイ □ T 加算Ⅱロ □ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ		

備考　（別紙１－３）地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

備考　1　事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE（科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号の横の□を■にしてください。

2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙６）を添付してください。

3　人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙７）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。

4 「割引」を「あり」と記載する場合は「地域密着型サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙5－2）を添付してください。

5 「訪問看護体制減算」、「看護体制強化加算」及び「サテライト体制未整備減算」については、「看護体制及びサテライト体制に係る届出書」（別紙49）を添付してください。

6 「緊急時訪問看護加算」「緊急時対応加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙16）を添付して

7 「総合マネジメント体制強化加算」については、「総合マネジメント体制強化加算に係る届出書」（別紙42）を添付してください。

8 「認知症専門ケア加算」については、「認知症専門ケア加算に係る届出書（訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）」（別紙12）又は「認知症専門ケア加算に係る届出書（（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）」（別紙12-2）」を添付してください。

また、「認知症チームケア推進加算」については、「認知症チームケア推進加算に係る届出書」（別紙40）を添付してください。

9 「24時間通報対応加算」については、「24時間通報対応加算に係る届出書」（別紙43）を添付してください。

10 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。

（例）－「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況　等

11 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。

12 「生活相談員配置等加算」については、「生活相談員配置等加算に係る届出書」（別紙21）を添付してください。

13 「入浴介助加算」については、「浴室の平面図等」及び入浴介助加算（Ⅰ）の要件である研修を実施または、実施することが分かる資料等を添付してください。

14 「中重度者ケア体制加算」については、「中重度者ケア体制加算に係る届出書」（別紙22）及び「利用者の割合に関する計算書」（別紙22-2）を添付してください。

15 地域密着型通所介護の「認知症加算」については、「認知症加算に係る届出書」（別紙23）及び「利用者の割合に関する計算書」（別紙23-2）を、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）の「認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）」については、「認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）に係る届出書」（別紙44）を添付してください。

16 「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」及び「栄養マネジメント強化体制」については、「栄養マネジメント体制に関する届出書」（別紙38）を添付してください。

17 「夜間看護体制加算」については、「夜間看護体制加算に係る届出書」（別紙33）を添付してください。

18 「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」（別紙25-2）を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」（別紙34）を、地域密着型特定施設入居者生活介護の「看取り介護加算」については、「看取り介護体制に係る届出書」（別紙34-2）を添付してください。

19 「看取り連携体制加算」については、「看取り連携体制加算に係る届出書」（別紙13）を、「看取り介護加算」については、「看取り介護加算に係る届出書」（別紙47）を添付してください。

20 「訪問体制強化加算」については、「訪問体制強化加算に係る届出書」（別紙45）を添付してください。

21 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙14）～（別紙14-6）までのいずれかを添付してください。

22 「夜間支援体制加算」については、「夜間支援体制加算に係る届出書」（別紙46）を添付してください。

23 「医療連携体制加算（Ⅰ）」については、「医療連携体制加算（Ⅰ）に係る届出書」（別紙48）を、「医療連携体制加算Ⅱ」については、「医療連携体制加算（Ⅱ）に係る届出書」（別紙48-2）を添付してください。

24 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。

看護職員、介護職員、介護従業者、介護支援専門員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。

25 「日常生活継続支援加算」については、「日常生活継続支援加算に関する届出書」（別紙37）を添付してください。

26 「入居継続支援加算」については、「入居継続支援加算に係る届出書」（別紙32）を添付してください。

27 「配置医師緊急時対応加算」については、「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」（別紙39）を添付してください。

28 「テクノロジーの導入」については、「テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書」（別紙37-2）、「テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書」（別紙32-2）、「テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」（別紙27）のいずれかを添付してください。

29 「褥瘡マネジメント加算」については、「褥瘡マネジメントに関する届出書」（別紙41）を添付してください。

30 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」については、「高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書」（別紙35）を添付してください。

31 「生産性向上推進体制加算」については、「生産性向上推進体制加算に係る届出書」（別紙28）を添付してください。

32「口腔連携強化加算」については、「口腔連携強化加算に関する届出書」（別紙11）を添付してください。

注　地域密着型介護予防サービスについて、一体的に運営がされている地域密着型サービスに係る届出の別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

備考　（別紙１－３）地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス　サテライト事業所

備考　1　この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

地域密着型通所介護	
加算体制等項目	提　出　書　類　等
職員の欠員による減算の状況	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-9） ＊減算に係る勤務体制が確認できること。 ＊職員の欠員とは、単位ごとに１月当たり職員数が人員基準に満たない場合をいう。
高齢者虐待防止措置実施の有無	なし ＊基準に該当しない場合は＜減算型＞と記載すること。
業務継続計画策定の有無	なし ＊ 基準に該当しない場合は＜減算型＞と記載すること。 ＊感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。 　なお、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。(R6Q&A Vol.6 問7)
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価　届出様式 ＊通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和３年３月１６日付老認発0316第４号・老老発0316第3号)による。
時間延長サービス体制	なし ＊実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に、「対応可」と記載。
共生型サービスの提供	なし
生活相談員配置等加算	共生型サービスのみ算定可能
入浴介助加算Ⅰ・Ⅱ	1　事業所の平面図（別紙6） ＊入浴設備の配置状況等浴室部分の状況（浴室面積）が確認できること。 2　入浴介助に関する研修を実施または、実施することがわかる資料等 ＊加算Ⅰと加算Ⅱの算定が混在する場合の届出は、「加算Ⅱ」と記載すること。(「加算Ⅱ」と記載した場合であっても、入浴介助加算Ⅰを算定は可能である。)(R3Q&A Vol.9 問6)
中重度者ケア体制加算	1　中重度者ケア体制加算に係る届出書（別紙22） 2　利用者の割合に関する計算書(中重度ケア体制加算)(別紙22-2) 3　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-9） ＊看護職員（専従）の勤務体制が確認できること。
重度者ケア体制加算	療養通所介護サービスのみ算定可

加算体制等項目	提　出　書　類　等
生活機能向上連携加算Ⅰ・Ⅱ	訪問・通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提携施設(原則、許可病床数２００床未満のものに限る)と連携していることがわかる契約書等(協定を含む)の写し
個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ	1　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-9） ＊機能訓練指導員(資格を明記)の勤務体制が確認できること。 2　事業所の平面図（別紙6） ＊機能訓練室の配置状況（床面積）が確認できること。 3　加算Ⅱは、加算Ⅰを取得し、かつLIFEを活用していること。
ＡＤＬ維持等加算〔申出〕の有無	なし ＊算定の評価対象となるための申出を行う場合に、「あり」と記載すること。 ＊加算Ⅰ・ⅡはLIFEを活用していること。
認知症加算	1　認知症加算に係る届出書(別紙23) 2　利用者の割合に関する計算書(認知症加算)(別紙23-2) 3　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-9） ＊「認知症介護実践リーダー研修」又は「認知症介護指導者研修」修了者の勤務体制が確認できること。
若年性認知症利用者受入加算	なし ＊認知症加算を算定している場合は、当該加算は算定しない。
栄養アセスメント・栄養改善体制	1　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式7又は標準様式1-9） ＊管理栄養士の勤務体制が確認できること。 2　栄養アセスメント加算はLIFEを活用していること。
口腔機能向上加算Ⅰ・Ⅱ	1　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-9） ＊言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の勤務体制が確認できること。 2　加算Ⅱについては、LIFEを活用していること。
科学的介護推進体制加算	なし ＊LIFEを活用していること。
サービス提供体制強化加算 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	1　サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-3） 2　有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2) ＊　有資格者等の割合の計算根拠資料として他に資料を提出する場合は、当該計算書の提出は不要。 3　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-9）
介護職員等処遇改善加算	別途計画書等を提出

(介護予防)認知症対応型通所介護(★の項目は介護予防は対象外)	
加算体制等項目	提　出　書　類　等
職員の欠員による減算の状況	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-2） ＊減算に係る勤務体制が確認できること。 ＊職員の欠員とは、単位ごとに１月当たり職員数が人員基準に満たない場合をいう。
高齢者虐待防止措置実施の有無	なし ＊基準に該当しない場合は＜減算型＞と記載すること。
業務継続計画策定の有無	なし ＊基準に該当しない場合は＜減算型＞と記載すること。 ＊感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。 　なお、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。(R6Q&A Vol.6 問7)
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価　届出様式 ＊通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和３年３月１６日付老認発0316第４号・老老発0316第3号)による。
時間延長サービス体制	なし ＊実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に、「対応可」と記載。
入浴介助加算Ⅰ・Ⅱ	1　事業所の平面図（別紙6） ＊入浴設備の配置状況等浴室部分の状況（浴室面積）が確認できること。 2　入浴介助に関する研修を実施または、実施することがわかる資料等 ＊加算Ⅰと加算Ⅱの算定が混在する場合の届出は、「加算Ⅱ」と記載すること。(「加算Ⅱ」と記載した場合であっても、入浴介助加算Ⅰを算定は可能である。)(R3Q&A Vol.9 問6)
生活機能向上連携加算Ⅰ・Ⅱ	訪問・通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提携施設(原則、許可病床数２００床未満のものに限る)と連携していることがわかる契約書等(協定を含む)の写し
個別機能訓練加算	1　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-2） ＊機能訓練指導員の勤務体制が確認できること。 2　事業所の平面図（別紙６） ＊機能訓練室の配置状況（床面積）が確認できること。 3　加算Ⅱは、加算Ⅰを取得し、かつLIFEを活用していること。
★ＡＤＬ維持等加算〔申出〕の有無	なし ＊算定の評価対象となるための申出を行う場合に、「あり」と記載すること。 加算Ⅰ・ⅡはLIFEを活用していること。
若年性認知症利用者受入加算	なし

加算体制等項目	提　出　書　類　等
栄養アセスメント・栄養改善体制	1　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-2） ＊管理栄養士の勤務体制が確認できること。 2　栄養アセスメント加算はLIFEを活用していること。
口腔機能向上体制Ⅰ・Ⅱ	1　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-2） ＊言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の勤務体制が確認できること。 2　加算Ⅱについては、LIFEを活用していること。
科学的介護推進体制加算	なし LIFEを活用していること。
サービス提供体制強化加算 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	1　サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-3） 2　有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2) ＊　有資格者等の割合の計算根拠資料として他に資料を提出する場合は、当該計算書の提出は不要。 3　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-2）
介護職員等処遇改善加算	別途計画書等を提出

(介護予防)小規模多機能型居宅介護(★の項目は介護予防は対象外)	
加算体制等項目	提　出　書　類　等
短期利用型	1　(看護)小規模多機能型居宅介護(短期利用型)に関する届出書(参考様式2) 2　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7又は標準様式1-3)
職員の欠員による減算の状況	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7又は標準様式1-3) ＊減算に係る勤務体制が確認できること。
身体拘束廃止取組の有無 ※経過措置期間の終了に伴い令和7年4月1日から適用	なし ＊基準に該当しない場合は、＜減算型＞と記載すること。 ＊身体拘束を行う場合等の記録を行っていない、委員会を3月に1回以上開催していない、適正化指針の未整備又は定期的な研修の未実施の事実が生じた場合は、速やかに改善計画書を市長に提出すること。 改善計画を提出後、事実が生じた3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告し、事実が生じた翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定の単位数から減算する。
高齢者虐待防止措置実施の有無	なし ＊基準に該当しない場合は＜減算型＞と記載すること。
業務継続計画策定の有無	なし ＊基準に該当しない場合は＜減算型＞と記載すること。 ＊感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。 なお、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。(R6Q&A Vol.6 問7)
★認知症加算Ⅰ・Ⅱ	認知症加算(Ⅰ)・(Ⅱ)に係る届出書(別紙44) ＊認知症加算(Ⅰ)(Ⅱ)は、事業所の体制を要件とする区分であるため届出を必要とするものであるが、認知症加算(Ⅲ)(Ⅳ)は、事業所の体制を要件としない区分であることから届出不要。(R6Q&A Vol.6 問3)
若年性認知症利用者受入加算	なし ＊認知症加算を算定している場合は、算定しない。
★看護職員配置加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7又は標準様式1-3) ＊看護師又は准看護師の勤務体制が確認できること。
★看取り連携体制加算	1　看取り連携加算に係る届出書(別紙13) 2　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7又は標準様式1-3) ＊看護師の勤務体制が確認できること。 3　看取り期における対応方針
★訪問体制強化加算	1　訪問体制強化加算に係る届出書(別紙45) 2　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7又は標準様式1-3) ＊訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者の勤務体制が確認できること。

加算体制等項目	提　出　書　類　等
総合マネジメント体制強化加算	総合マネジメント体制強化加算に係る届出書（別紙42）
科学的介護推進体制加算	なし ＊LIFEを活用していること。
生産性向上推進体制加算Ⅰ・Ⅱ	生産性向上推進体制加算に係る届出書(別紙28) ＊届出にあたっては、別途通知「生産性向上推進体制加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」(令和6年3月15日付老高発0315第4号、一部改正令和6年3月29日付老高発0329第1号)を参照すること。
サービス提供体制強化加算 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	1　サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-5） 2　有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2) ＊　有資格者等の割合の計算根拠資料として他に資料を提出する場合は、当該計算書の提出は不要。 3　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-3） 4　研修計画（介護従業者ごと） 5　会議（利用者に関する情報や留意事項伝達、技術指導）の記録
介護職員等処遇改善加算	別途計画書等を提出

(介護予防)認知症対応型共同生活介護(★の項目は介護予防は対象外)	
加算体制等項目	提　出　書　類　等
夜間勤務条件基準	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-4） ＊減算に係る勤務体制が確認できること。
職員の欠員による減算の状況	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-4） ＊減算に係る勤務体制が確認できること。 ＊複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか一つでも職員の欠員が生じている場合は、「介護従業員」と記載すること。
身体拘束廃止取組の有無 ※短期利用型についても、経過措置期間の終了に伴い令和７年４月１日から適用	なし ＊基準に該当しない場合は、＜減算型＞と記載すること。 ＊身体拘束を行う場合等の記録を行っていない、委員会を3月に1回以上開催していない、適正化指針の未整備又は定期的な研修の未実施の事実が生じた場合は、速やかに改善計画書を市長に提出すること。 　改善計画を提出後、事実が生じた3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告し、事実が生じた翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定の単位数から減算する。
高齢者虐待防止措置実施の有無	なし ＊基準に該当しない場合は＜減算型＞と記載すること。
業務継続計画策定の有無	なし ＊基準に該当しない場合は＜減算型＞と記載すること。 ＊感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。 　なお、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。(R6Q&A Vol.6 問7)
３ユニットの事業所が夜勤職員を二人以上とする場合	なし
夜間支援体制加算Ⅰ・Ⅱ	1　夜間支援体制加算に係る届出書(別紙46) 2　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-4） ＊夜勤を行う介護従業者及び宿直員の勤務体制が確認できること。
若年性認知症利用者受入加算	なし ＊認知症行動・心理状況緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。
利用者の入院期間中の体制	なし
★看取り介護加算	1　看取り介護加算に係る届出書（別紙47） ＊医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。 2　看取りに関する指針
★医療連携体制加算 Ⅰイ・Ⅰロ・Ⅰハ Ⅱ	＜加算Ⅰ＞ 1　医療連携体制(Ⅰ)に係る届出書（別紙48） 2　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-4） ＊看護師（派遣等含む）の勤務体制が確認できること。 ＊派遣等の場合は、契約書（写し） 3　重度化した場合の対応（看取り介護）に係る指針 ＜加算Ⅱ＞ 医療連携体制(Ⅱ)に係る届出書（別紙48-2） ＊医療連携体制加算(Ⅰ)イ～(Ⅰ)ハのいずれかを算定していること。

加算体制等項目	提　出　書　類　等
認知症専門ケア加算	＜加算（Ⅰ）、加算（Ⅱ）共通＞ ＊認知症チームケア推進体制加算を算定している場合は、算定しない。 1　認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙12-2） 2　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-4） ＊「認知症介護実践リーダー研修」又は「認知症介護指導者研修」修了者の勤務体制が確認できること。 3　利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMである利用者の割合が2分の1以上であることが確認できる資料。 ＜様式例＞認知症専門ケア加算算定表（参考様式1） 4　会議（認知症ケアに関する留意事項伝達、技術指導）の記録 ＜加算(Ⅱ）＞ 6　認知症ケアに関する研修計画
認知症チームケア推進体制加算 Ⅰ・Ⅱ	認知症チームケア推進に係る届出書(別紙40) ＊届出にあたっては、「認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について」(令和6年3月18日付老高発 0318 第１号・老認発 0318 第１号・老老発 0318 第１号)を参照すること。 ＊認知症専門ケア加算を算定している場合は、算定しない。
科学的介護推進体制加算	なし ＊LIFEを活用していること。
高齢者施設等感染向上加算Ⅰ・Ⅱ	高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書(別紙35) ＊加算(Ⅰ)及び加算(Ⅱ)は併算定が可能である。
生産性向上推進体制加算Ⅰ・Ⅱ	生産性向上推進体制加算に係る届出書(別紙28) ＊届出にあたっては、別途通知「生産性向上推進体制加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」(令和6年3月15日付老高発0315第4号、一部改正令和6年3月29日付老高発0329第1号)を参照すること。
サービス提供体制強化加算 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	1　サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-6） 2　有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2) ＊　有資格者等の割合の計算根拠資料として他に資料を提出する場合は、当該計算書の提出は不要。 3　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-4）
介護職員等処遇改善加算	別途計画書等を提出

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
加算体制等項目	提　出　書　類
テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型)に係る届出書	1　テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型)に係る届出書(別紙7-3) 2　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-6） 3　利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減する委員会の設置及び議事概要が確認できる書類
夜間勤務条件基準	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式7又は標準様式1-6） ＊減算に係る勤務体制が確認できること。
職員の欠員による減算の状況	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式7又は標準様式1-6） ＊減算に係る勤務体制が確認できること。
ユニットケア体制 (従来型を除く。)	なし ＊ユニットにおける職員の員数が、ユニットにおける職員の配置基準に該当する場合は「対応可」と記載すること。
身体拘束廃止取組の有無	なし ＊基準に該当しない場合は、＜減算型＞と記載すること。 ＊身体拘束を行う場合等の記録を行っていない、委員会を3月に1回以上開催していない、適正化指針の未整備又は定期的な研修の未実施の事実が生じた場合は、速やかに改善計画書を市長に提出すること。 　改善計画を提出後、事実が生じた3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告し、事実が生じた翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定の単位数から減算する。
安全管理体制	なし ＊基準に該当しない場合は、＜減算型＞と記載すること。
高齢者虐待防止措置実施の有無	なし ＊基準に該当しない場合は＜減算型＞と記載すること。
業務継続計画策定の有無	なし ＊基準に該当しない場合は＜減算型＞と記載すること。 ＊感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。 　なお、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。(R6Q&A Vol.6 問7)
栄養ケア・マネジメントの実施の有無	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-6） ＊栄養士又は管理栄養士の勤務体制が確認できること。 ＊人員基準による栄養士又は管理栄養士を配置していること及び各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に実施している場合は、「あり」と記載すること。
日常生活継続支援加算 ※当該加算を算定する場合は、サービス提供体制強化加算は算定できない。	1　日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙37） 2　日常生活継続支援加算算定表（参考様式１６－１） 3　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-6）

加算体制等項目	提　　出　　書　　類
テクノロジーの導入(日常生活継続支援加算関係)	1　テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙37-2） 2　日常生活継続支援加算算定表（参考様式１６－１） 3　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-6） 4　利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減する委員会の設置及び議事概要が確認できる書類
看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	＜加算Ⅰ・加算Ⅱ　共通＞ 1　看護体制加算に係る届出書（別紙25-2） 2　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-6） ＊看護師又は准看護師の勤務体制が確認できること。 ＜加算Ⅱ＞ 4　当該施設の看護職員又は、連携する病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との24時間連絡体制が確認できる書類 ＊当該施設の看護職員との雇用契約書(写)等 ＊連携する病院等との契約書(写)等
夜勤職員配置加算	1　夜勤職員配置加算算定表（参考様式3） ＊算定開始月について作成すること。 2　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-6）
テクノロジーの導入(夜勤職員配置加算関係)	1　テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書(別紙27) ＊テクノロジーを導入した場合の介護老人福祉施設の夜間の人員基準(従来型)を適用する場合は、「テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型)に係る届出書(別紙7-3)」を行っていること。 2　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-6） 3　利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減する委員会の設置及び議事概要が確認できる書類 ＊届出にあたっては、別途通知「「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」のテクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準における留意点について」（令和６年３月15 日老高発0315 第３号・老認発0315 第３号・老老発0315 第３号）を参照すること。
準ユニットケア体制 (ユニット型を除く。)	なし ＊準ユニット(12人を標準とする単位)における職員の員数が、準ユニットにおける職員の配置基準に該当する場合は「対応可」と記載すること。
生活機能向上連携加算Ⅰ・Ⅱ	訪問・通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提携施設(原則、許可病床数２００床未満のものに限る)と連携していることがわかる契約書等(協定を含む)の写し
個別機能訓練体制	1　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-6） ＊機能訓練指導員の勤務体制が確認できること。 2　事業所の平面図（別紙６） ＊機能訓練室の配置状況（床面積）が確認できること。 3　加算Ⅱは、加算Ⅰを取得し、かつLIFEを活用していること。

加算体制等項目	提　　出　　書　　類
ＡＤＬ維持等加算〔申出〕の有無	なし 　算定の評価対象となるための申出を行う場合に、「あり」と記載すること。 加算Ⅰ・ⅡはLIFEを活用していること。
若年性認知症利用者受入加算	なし ＊認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、当該加算は算定しない。
常勤専従医師配置	1　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-6） ＊医師の勤務体制が確認できること。
精神科医師定期的療養指導	1　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-6） ＊精神科を担当する医師の勤務体制が確認できること。 2　精神科を担当する医師であることが確認できる書類 ＊「精神科を担当する医師」とは、精神科を標榜している医療機関において精神科を担当している医師又は、過去に相当期間、精神科を担当する医師であった場合や精神保険指定医の指定など、その専門性が担保されていると判断できる場合。 3　全入所者のうち、医師が認知症と診断した入所者の割合が３分の１以上であることが確認できる書類 ＊常勤医師専従医師の配置加算が算定されている場合は、当該加算は算定されない。
障害者生活支援体制	1　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-6） ＊障害者生活支援員の勤務体制が確認できること。 2　障害者生活支援員であることが確認できる書類 3　入所者のうち、視覚障害者等の入所者の割合が100分の30以上又は100分の50以上であることが確認できる書類
栄養マネジメント強化体制	1　栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙38） 2　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-6） ＊管理栄養士及び栄養士の勤務体制が確認できること。
療養食加算	1　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-6） ＊管理栄養士又は栄養士の勤務体制が確認できること。
配置医師緊急時対応加算	1　配置医師緊急時対応加算に係る届出書(別紙39) 2　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は参考様式1-6） 3　配置医師又は協力医療機関との連絡方法等についての、配置医師又は協力医療機関と施設の間での具体的な取り決めのわかる書類
看取り介護体制	1　看取り介護体制に係る届出書（別紙34） 2　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-6） ＊看護師の勤務体制が確認できること。 3　重度化した場合の対応（看取り介護）に係る指針 4　当該施設の看護職員又は、連携する病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との24時間連絡体制が確認できる書類 ＊当該施設の看護職員との雇用契約書(写)等 ＊連携する病院等との契約書(写)等

加算体制等項目	提　出　書　類
在宅・入所相互利用体制 (ベッド・シェアリング)	なし
小規模拠点集合体制	なし
認知症専門ケア加算Ⅰ・Ⅱ	＜加算Ⅰ・加算Ⅱ　共通＞ ＊認知症チームケア推進体制加算を算定している場合は、算定しない。 1　認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙12-2） 2　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-6） ＊「認知症介護実践リーダー研修」又は「認知症介護指導者研修」修了者の勤務体制が確認できること。 3　利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMである利用者の割合が2分の1以上であることが確認できる資料。 ＜様式例＞認知症専門ケア加算算定表（参考様式1） 4　会議（認知症ケアに関する留意事項伝達、技術指導）の記録 ＜加算(Ⅱ)＞ 5　認知症ケアに関する研修計画
認知症チームケア推進体制加算 Ⅰ・Ⅱ	認知症チームケア推進に係る届出書(別紙40) ＊届出にあたっては、「認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について」(令和6年3月18日付老高発 0318 第 1 号・老認発 0318 第 1 号・老老発 0318 第 1 号)を参照すること。 ＊認知症専門ケア加算を算定している場合は、算定しない。
褥瘡マネジメント加算	褥瘡マネジメントに関する届出書(別紙41) ＊LIFEを活用していること。
排せつ支援加算	なし ＊LIFEを活用していること。
自立支援促進加算	なし ＊LIFEを活用していること。
科学的介護推進体制加算	なし ＊LIFEを活用していること。
安全対策体制	1　事故発生防止のための指針 2　安全対策に係る外部の研修の受講が確認できる書類
高齢者施設等感染向上加算Ⅰ・Ⅱ	高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書(別紙35) ＊加算Ⅰ及び加算Ⅱは併算定が可能である。
生産性向上推進体制加算Ⅰ・Ⅱ	生産性向上推進体制加算に係る届出書(別紙28) ＊届出にあたっては、別途通知「生産性向上推進体制加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」(令和6年3月15日付老高発0315第4号、一部改正令和6年3月29日付老高発0329第1号)を参照すること。

加算体制等項目	提　　出　　書　　類
サービス提供体制強化加算 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ ※日常生活継続支援加算を算定している場合は、当該加算は算定しない。	1　サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-6） 2　有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2) ＊　有資格者等の割合の計算根拠資料として他に資料を提出する場合は、当該計算書の提出は不要。 3　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-4）
介護職員等処遇改善加算	別途計画書等を提出

看護小規模多機能型居宅介護	
加算体制等項目	提　出　書　類　等
短期利用型	1　（看護）小規模多機能型居宅介護（短期利用型）に関する届出書（参考様式2） 2　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-10）
職員の欠員による減算の状況	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-10） ＊減算に係る勤務体制が確認できること。
身体拘束廃止取組の有無 ※経過措置期間の終了に伴い令和７年４月１日から適用	なし ＊基準に該当しない場合は、＜減算型＞と記載すること。 ＊身体拘束を行う場合等の記録を行っていない、委員会を3月に1回以上開催していない、適正化指針の未整備又は定期的な研修の未実施の事実が生じた場合は、速やかに改善計画書を市長に提出すること。 　改善計画を提出後、事実が生じた3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告し、事実が生じた翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定の単位数から減算する。
高齢者虐待防止措置実施の有無	なし ＊基準に該当しない場合は＜減算型＞と記載すること。
業務継続計画策定の有無	なし ＊基準に該当しない場合は＜減算型＞と記載すること。 ＊感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。 　なお、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。(R6Q&A Vol.6 問7)
訪問看護体制減算	看護体制及びサテライト体制に係る届出書(別紙49)
サテライト体制 ※本体事業所のみの場合は＜基準型＞と記載すること。	看護体制及びサテライト体制に係る届出書(別紙49) ＊サテライト型事業所又はサテライト型事業所の本体事業所において、訪問看護体制減算に該当し届出を行う場合には、サテライト体制を＜減算型＞と記載し、届出書(別紙49)を添付すること。
認知症加算Ⅰ・Ⅱ	認知症加算(Ⅰ)・(Ⅱ)に係る届出書(別紙44) ＊認知症加算(Ⅰ)(Ⅱ)は、事業所の体制を要件とする区分であるため届出を必要とするものであるが、認知症加算(Ⅲ)(Ⅳ)は、事業所の体制を要件としない区分であることから届出不要。(R6Q&A Vol.6 問3)
若年性認知症利用者受入加算	なし ＊認知症加算を算定している場合は、算定しない。
栄養アセスメント・栄養改善体制	1　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式7又は標準様式1-10） ＊管理栄養士の勤務体制が確認できること。 2　栄養アセスメント加算はLIFEを活用していること。
口腔機能向上加算Ⅰ・Ⅱ	1　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-10） ＊言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の勤務体制が確認できること。 2　加算Ⅱについては、LIFEを活用していること。
緊急時対応加算	緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙16)

加算体制等項目	提　出　書　類　等
特別管理体制	緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙16)
専門管理加算	1　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-10） ＊専門の研修を修了した看護師の勤務体制が確認できること。 2　専門の研修を修了したことがわかる書類 ＊緩和ケア、褥瘡ケア又は人口肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修 ＊保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において専門の管理を必要とするものに係る研修
ターミナルケア体制	緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙16)
遠隔死亡診断補助加算 ※本市居住の利用者は対象外	厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)に居住する利用者が対象の加算
看護体制強化加算Ⅰ・Ⅱ	看護体制及びサテライト体制に係る届出書(別紙49) ＊看護体制強化加算(Ⅰ)の算定の届出は、登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出がなされていること。
訪問体制強化加算	1　訪問体制強化加算に係る届出書(別紙45) 2　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-10） ＊訪問サービス(看護サービスを除く。)の提供に当たる常勤の従業者(保健師、看護師、準看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。)の勤務体制が確認できること。
総合マネジメント体制強化加算 Ⅰ・Ⅱ	総合マネジメント体制強化加算に係る届出書（別紙42）
褥瘡マネジメント加算	褥瘡マネジメントに関する届出書(別紙41) ＊LIFEを活用していること。
排せつ支援加算	なし ＊LIFEを活用していること。
科学的介護推進体制加算	なし ＊LIFEを活用していること。
生産性向上推進体制加算Ⅰ・Ⅱ	生産性向上推進体制加算に係る届出書(別紙28) ＊届出にあたっては、別途通知「生産性向上推進体制加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」(令和6年3月15日付老高発0315第4号、一部改正令和6年3月29日付老高発0329第1号)を参照すること。
サービス提供体制強化加算 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	1　サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-5） 2　有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2) ＊　有資格者等の割合の計算根拠資料として他に資料を提出する場合は、当該計算書の提出は不要。 3　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-10） 4　研修計画（介護従業者ごと） 5　会議（利用者に関する情報や留意事項伝達、技術指導）の記録
介護職員等処遇改善加算	別途計画書等を提出

備　考

注1　参考様式については、記載内容が満たされていれば当該様式を使用しなくても差し支えありません。

注2　「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」については、別紙7又は標準様式に準じた勤務割表等の勤務体制がわかる書類でも差し支えありません。

…従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の作成対象月…

1　サービス提供体制強化加算、日常生活継続支援加算、テクノロジーの導入(日常生活継続支援加算）→　サービス提供体制強化加算算定表、日常生活継続支援加算算定表に記載した月

2　その他の加算等→　算定開始月

第１号事業　令和８年６月以降の介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出について

2026年4月30日　ID:12220

SNSへのリンクは別ウィンドウで開きます シェア ツイート LINEで送る

令和８年６月以降の介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出について掲載しています。

体制等に関する届出

１　城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別記１及び別記２に定められた各種加算等の算定にあたっては、あらかじめ市長に加算体制等の届出が必要な加算等と必要でない加算等があります。届出が必要な加算等については、次により提出してください。

・・・届出が必要な加算等・・・

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-4）を参照

２　算定開始月

・１５日までに届出書が受理されたとき　⇒　翌月

・１６日以降に届出書が受理されたとき　⇒　翌々月

３　加算の取り下げ、人員欠如による減算等は、速やかに届出書を提出してください。

４　加算体制の見直しは利用者負担が変わることから、事前に利用者に対し説明を行い、同意を得てください。また、見直した加算での請求は間違いなく行ってください。

届出にあたっては、

※「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」の一部改正について（令和８年３月１３日老発0313第5号）

※厚生労働省ホームページの「令和８年度介護報酬改定について」等

〈https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00073.html 別ウィンドウで開く〉

※本市ホームページの「総合事業に関する要綱」

〈https://www.city.joyo.kyoto.jp/0000001759.html 別ウィンドウで開く〉　**を併せてご確認ください。**

■「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」の一部改正について（令和８年３月１３日老発0313第5号） 別ウィンドウで開く

■（参考:改正後全文）「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」 別ウィンドウで開く

届出に必要な書類

各サービス共通

提出書類等

様　　式

1　介護予防・日常生活総合支援事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙50）

2　介護予防・日常生活総合支援事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-4）
　＊LIFEの登録は、LIFEの利用を開始している場合は「あり」と記載してください。

3　事業費の割引に係る割引率の設定について（別紙51）
　　＊割引率を設定する場合のみ提出してください。

各サービス別

サービス別の加算等に必要な提出書類等については、エクセル表をご覧ください。

提出書類一覧表（エクセル形式、23.05KB）

提出書類の様式

体制等に関する届出書（当該様式を使用）

（別紙50）介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（第１号事業・地域密着型通所介護・介護予防ケアマネジメント）（エクセル形式、23.68KB）

体制状況一覧表（当該様式を使用）

（別紙１-４）介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制状況一覧表　（第１号事業・地域密着型通所介護・介護予防ケアマネジメント）（エクセル形式、39.56KB）

届出に必要な提出書類（体制等に関する届出書（別紙50）及び体制等状況一覧表（別紙1-4）を除く。）の別紙については、厚生労働省の様式により提出してください。

厚生労働省のホームページ「令和８年度介護報酬改定について」の「令和８年度介護報酬改定に関する通知等の改正」別紙様式（エクセル形式）に掲載されています。

〈https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00073.html 別ウィンドウで開く〉

標準様式１（従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表）は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

〈https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html 別ウィンドウで開く〉
上記ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」の「２．指定申請様式等の使用原則化　（１）厚生労働大臣が定める様式等（令和６年３月１５日告示分）」の「介護予防・日常生活支援総合事業」に掲載されています。

注　「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」については、別紙7又は標準様式１に準じた勤務割表等の勤務体制がわかる書類でも差し支えありません。

…従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表の作成対象月…

1．サービス提供体制強化加算
　サービス提供体制強化加算算定表に記載した月

2．その他の加算等
　算定開始月

この記事を見ている人はこんな記事も見ています

› 総合事業に関するサービスコード表・単位数表マスタ

この記事と同じ分類の記事

› 令和７年度の介護職員等処遇改善加算に係る実績報告書の提出について

› 総合事業に関するサービスコード表・単位数表マスタ

（別紙５０）

受付番号	

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞
＜地域密着型通所介護・第１号訪問事業・第１号通所事業・介護予防ケアマネジメント＞

（あて先）
城陽市長

年　　月　　日

所在地

名　称

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

届出者	フリガナ 名　称				
	主たる事務所の所在地	（郵便番号　　－　　） 府　　郡市 （ビルの名称等）			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	法人の種別		法人所轄庁		
	代表者の職・氏名	職名		氏名	
	代表者の住所	（郵便番号　　－　　） 府　　郡市			
事業所・施設の状況	フリガナ 事業所・施設の名称				
	主たる事業所・施設の所在地	（郵便番号　　－　　） 府　　郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	（郵便番号　　－　　） 府　　郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	管理者の氏名				
	管理者の住所	（郵便番号　　－　　） 府　　郡市			

届出を行う事業所の状況		同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定年月日	異動等の区分	異動（予定）年月日	異動項目（※変更の場合）
		地域密着型通所介護			□ 1新規　□ 2変更　□ 3終了		
	第１号訪問事業	訪問介護相当サービス			□ 1新規　□ 2変更　□ 3終了		
		訪問型生活援助サービス			□ 1新規　□ 2変更　□ 3終了		
		訪問型生活サポートサービス			□ 1新規　□ 2変更　□ 3終了		
	第１号通所事業	通所介護相当サービス			□ 1新規　□ 2変更　□ 3終了		
		短時間運動型デイサービス			□ 1新規　□ 2変更　□ 3終了		
		短期集中運動型デイサービス			□ 1新規　□ 2変更　□ 3終了		
		介護予防ケアマネジメント			□ 1新規　□ 2変更　□ 3終了		

地域密着型サービス事業所番号等	
指定を受けている市町村	
介護保険事業所番号	
既に指定等を受けている事業	
医療機関コード等	

特記事項	変更前	変更後

関係書類	別添のとおり

備考1　「受付番号」欄には記載しないでください。
2　「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
3　「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
4　「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
5　「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所について該当する数字の横の□を■にしてください。
6　「異動項目」欄には、（別紙1-4）「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目（施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等、割引）を記載してください。
7　「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
8　「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

（別紙１－４）

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

事業所番号										

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		LIFEへの登録	割引
各サービス共通				地域区分	□ 1 1級地　□ 6 2級地　□ 7 3級地　□ 2 4級地 □ 3 5級地　□ 4 6級地　□ 9 7級地　□ 5 その他		
□ A2	介護予防訪問介護（第1号訪問事業）	□ 1 訪問介護相当サービス □ 2 訪問型生活援助サービス □ 3 訪問型生活サポートサービス		高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型　□ 2 基準型	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型　□ 2 基準型		
				同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）	□ 1 非該当　□ 2 該当		
				同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上））	□ 1 非該当　□ 2 該当		
				同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）	□ 1 非該当　□ 2 該当		
				特別地域加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	□ 1 非該当　□ 2 該当		
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	□ 1 非該当　□ 2 該当		
				口腔連携強化加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし　□ 7 加算Ⅰイ　□ S 加算Ⅰロ □ 8 加算Ⅱイ　□ T 加算Ⅱロ　□ 9 加算Ⅲ　□ A 加算Ⅳ		
□ A6		□ 1 通所介護相当サービス		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし　□ 2 看護職員　□ 3 介護職員	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型　□ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型　□ 2 基準型		
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				生活機能向上グループ活動加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				栄養アセスメント・栄養改善体制	□ 1 なし　□ 2 あり		
				口腔機能向上加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				一体的サービス提供加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし　□ 5 加算Ⅰ　□ 4 加算Ⅱ　□ 6 加算Ⅲ		
				生活機能向上連携加算	□ 1 なし　□ 3 加算Ⅰ　□ 2 加算Ⅱ		
				科学的介護推進体制加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				介護職員等処遇改善加算（利用定員19人以上）	□ 1 なし　□ 7 加算Ⅰイ　□ S 加算Ⅰロ □ 8 加算Ⅱイ　□ T 加算Ⅱロ　□ 9 加算Ⅲ　□ A 加算Ⅳ		
				介護職員等処遇改善加算（利用定員19人未満）	□ 1 なし　□ 7 加算Ⅰイ　□ S 加算Ⅰロ □ 8 加算Ⅱイ　□ T 加算Ⅱロ　□ 9 加算Ⅲ　□ A 加算Ⅳ		
□ A7	介護予防通所介護（第１号通所事業）	□ 2 短時間運動型デイサービス		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし　□ 2 看護職員　□ 3 介護職員	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型　□ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型　□ 2 基準型		
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				生活機能向上グループ活動加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				栄養アセスメント・栄養改善体制	□ 1 なし　□ 2 あり		
				口腔機能向上加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				一体的サービス提供加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし　□ 5 加算Ⅰ　□ 4 加算Ⅱ　□ 6 加算Ⅲ		
				生活機能向上連携加算	□ 1 なし　□ 3 加算Ⅰ　□ 2 加算Ⅱ		
				科学的介護推進体制加算	□ 1 なし　□ 2 あり		
				介護職員等処遇改善加算（利用定員19人以上）	□ 1 なし　□ 7 加算Ⅰイ　□ S 加算Ⅰロ □ 8 加算Ⅱイ　□ T 加算Ⅱロ　□ 9 加算Ⅲ　□ A 加算Ⅳ		
				介護職員等処遇改善加算（利用定員19人未満）	□ 1 なし　□ 7 加算Ⅰイ　□ S 加算Ⅰロ □ 8 加算Ⅱイ　□ T 加算Ⅱロ　□ 9 加算Ⅲ　□ A 加算Ⅳ		

		□ 3 短期集中運動型デイサービス		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 5 加算Ⅰ □ 4 加算Ⅱ □ 6 加算Ⅲ		
				生活機能向上連携加算	□ 1 なし □ 3 加算Ⅰ □ 2 加算Ⅱ		
				科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				介護職員等処遇改善加算 （利用定員19人以上）	□ 1 なし □ 7 加算Ⅰイ □ S 加算Ⅰロ □ 8 加算Ⅱイ □ T 加算Ⅱロ □ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ		
				介護職員等処遇改善加算 （利用定員19人未満）	□ 1 なし □ 7 加算Ⅰイ □ S 加算Ⅰロ □ 8 加算Ⅱイ □ T 加算Ⅱロ □ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ		
□ 78	地域密着型通所介護	□ 1 地域密着型通所介護事業所 □ 2 療養通所介護事業所 □ 3 療養通所介護事業所（短期利用型）		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	□ 1 なし □ 2 あり		
				時間延長サービス体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
				共生型サービスの提供 （生活介護事業所）	□ 1 なし □ 2 あり		
				共生型サービスの提供 （自立訓練事業所）	□ 1 なし □ 2 あり		
				共生型サービスの提供 （児童発達支援事業所）	□ 1 なし □ 2 あり		
				共生型サービスの提供 （放課後等デイサービス事業所）	□ 1 なし □ 2 あり		
				生活相談員配置等加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				入浴介助加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				中重度者ケア体制加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				重度者ケア体制加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				生活機能向上連携加算	□ 1 なし □ 3 加算Ⅰ □ 2 加算Ⅱ		
				個別機能訓練加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰイ □ 3 加算Ⅰロ		
				ADL維持等加算［申出］の有無	□ 1 なし □ 2 あり		
				認知症加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				栄養アセスメント・栄養改善体制	□ 1 なし □ 2 あり		
				口腔機能向上加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ（イの場合） □ 5 加算Ⅱ（イの場合） □ 7 加算Ⅲ（イの場合） □ 8 加算Ⅲイ（ロの場合） □ 9 加算Ⅲイ（ハの場合） □ 4 加算Ⅲロ（ロの場合） □ A 加算Ⅲロ（ハの場合）		
				介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算Ⅰイ □ S 加算Ⅰロ □ 8 加算Ⅱイ □ T 加算Ⅱロ □ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ		
□ AF	介護予防 ケアマネジメント			介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり

備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE（科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号の横の□を■にしてください。

【第１号事業】

2 「割引」を「あり」と記載する場合は「介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引に係る割引率の設定について」（別紙51）を添付してください。

3 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙14-7）を添付してください。

4 「同一建物減算（同一敷地内に建物等に居住する者への提供90%以上）」ついては、判定結果がわかる書類（「訪問看護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」（別紙10）又はこれに準じた計算書等）を添付してください。

5 「口腔連携強化加算」については、「口腔連携強化加算に関する届出書」（別紙11）を添付してください。

【地域密着型通所介護】

6 各加算の算定等に必要な添付書類については、別紙１－３「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）」の備考欄で確認してください。

第１号訪問事業	
加算体制等項目	提出書類
高齢者虐待防止措置実施の有無	なし ＊基準に該当しない場合は＜減算型＞と記載すること。
業務継続計画策定の有無 ※経過措置期間の終了に伴い令和７年４月１日から適用	なし ＊基準に該当しない場合は＜減算型＞と記載すること。 ＊感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。 　なお、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。(R6Q&A Vol.6 問7)
同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供)	なし
同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供(利用者50人以上))	なし
同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上)	訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書(別紙10) ＊第1号訪問事業(訪問介護相当サービス、訪問型生活援助サービス及び訪問型生活サポートサービスをいう。以下この欄おいて同じ。)においては、上記別紙10を「第1号訪問事業における同一建物減算に係る計算書」と読み替える。 ＊また、「判定期間に指定訪問介護を提供した利用者の総数(要支援者は含めない)}を「判定期間に指定第１号訪問事業を提供した利用者の総数(要介護者は含めない))とする。
口腔連携強化加算	口腔連携強化加算に関する届出書(別紙11)
介護職員等処遇改善加算	別途計画書等を提出

第１号通所事業	
加算体制等項目	提出書類
職員の欠員による減算の状況	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式7又は標準様式1-2） ＊減算に係る勤務体制が確認できること。 ＊職員の欠員とは、単位ごとに一月当たり職員数が人員基準に満たない場合をいう。
高齢者虐待防止措置実施の有無	なし ＊基準に該当しない場合は＜減算型＞と記載すること。
業務継続計画策定の有無	なし ＊ 基準に該当しない場合は＜減算型＞と記載すること。 ＊感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。 なお、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。(R6Q&A Vol.6 問7)
若年性認知症利用者受入加算	なし
生活機能向上グループ活動加算	なし ＊同月中に利用者に対し、「栄養改善加算」、「口腔機能向上加算」又は「一体的サービス提供加算」のいずれかを算定している場合は、算定しない。
栄養アセスメント・栄養改善体制	1　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式7又は標準様式1-2） ＊管理栄養士の勤務体制が確認できること。
	2　栄養アセスメント加算はLIFEを活用していること。
口腔機能向上体制	1　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式7又は標準様式1-2） ＊言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の勤務体制が確認できること。 2　加算Ⅱについては、LIFEを活用していること。
一体的サービス提供加算	なし ＊栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に算定する。
サービス提供体制強化加算 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	1　サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-7） 2　有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2) ＊　有資格者等の割合の計算根拠資料として他に資料を提出する場合は、当該計算書の提出は不要。 3　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-2）
生活機能向上連携加算Ⅰ・Ⅱ	訪問・通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提携施設(原則、許可病床数２００床未満のものに限る)と連携していることがわかる契約書等(協定を含む)の写し

加算体制等項目	提出書類
科学的介護推進体制加算	なし LIFEを活用していること。
介護職員等処遇改善加算	別途計画書等を提出

備　考

注1　参考様式については、記載内容が満たされていれば当該様式を使用しなくても差し支えありません。

注2　「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」については、別紙7又は標準様式に準じた勤務割表等の勤務体制がわかる書類でも差し支えありません。

…従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の作成対象月…

1　サービス提供体制強化加算→　サービス提供体制強化加算算定表に記載した月

2　その他の加算等→　算定開始月

(3) やむを得ない事情における人員欠如に関する特例的な取扱い等について (令和8年6月から適用)

「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」及び当該通知の発出に伴うQ＆Aの発出について(介護保険最新情報 Vol.1502(令和8年5月8日))

改正後の取り扱いは、令和8年6月の算定分から適用されます。

詳細は、厚生労働省の通知文でご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001698614.pdf>

<改正の概要>

●やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い

(通所・多機能・入所・居住系サービス)

突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員欠如が発生した場合(※)は、公共職業安定所等の活用等により職員の確保に係る取組を行っている事業所又は施設にあっては、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、適正な労働時間管理を行い。体制等の整備をはかることを前提とした上で、1年に1回に限り、3か月を超えない期間(人員欠如発生の属する月の翌々月まで)は、介護給付費の減額を猶予する。

※介護・看護職員が人員基準上必要とされる員数から 1 割を超えて減少した場合を除く

●協力医療機関連携加算に係る要件変更

(介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護)

協力医療機関連携加算に係る要件変更として、協力医療機関と介護保険施設等とで行う定期的な会議の開催頻度は、令和 8 年度診療報酬改定と同様の開催頻度とし、ICTによる情報共有を行う場合は年1回、ICTによる情報共有を行わない場合は原則年3回へと見直すこととする。

別添２

事　務　連　絡
令和８年５月８日

都道府県
各 指定都市　介護保険主管部（局）　御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の発出に伴うＱ＆Ａ（令和８年５月８日）

平素より、介護保険行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

第 255 回社会保障審議会介護給付費分科会（令和８年３月 30 日）において、令和８年度診療報酬改定を踏まえた、「協力医療機関連携加算に係る要件変更」及び「やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い」について報告し、本日「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（令和８年５月８日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知）が発出されたところです。

つきましては、別添のとおり、「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の発出に伴うＱ＆Ａ（令和８年５月８日）」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

【居住系サービス・施設系サービス】

○　協力医療機関連携加算について

問１　協力医療機関連携加算について、「電子的システムにより当該協力医療機関において、当該施設の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、年１回以上開催すること」とあるが、随時確認できる体制とは具体的にどのような場合が該当するか。

（答）

例えば、都道府県が構築する地域医療介護総合確保基金の「ＩＣＴを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備」事業を活用した、地域医療情報連携ネットワーク（以下「地連ＮＷ」という。）に参加し、当該介護保険施設等の医師等が記録した当該介護保険施設等の入所者の診療情報及び急変時の対応方針等の情報について当該地連ＮＷにアクセスして確認可能な場合が該当する。

この場合、当該介護保険施設等の医師等が、介護保険施設等の入所者の診療情報及び急変時の対応方針等についてそれぞれの患者について１ヶ月に１回以上記録すること。なお、入所者の状況等に変化がない場合は記録を省略しても差し支えないが、その旨を文書等により介護保険施設等から協力医療機関に、少なくとも月１回の頻度で提供すること。

※　令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol. ３）（令和６年３月 29 日）問３は一部修正する。

【通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護】

○　やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い

問２　「突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情」とはどのような場合か。

（答）

・　例えば、以下のような場合において、職員が一時的に不足する状況が該当する。
　・　職員や家族の突発的な体調不良等により１か月を超える不在が見込まれる場合
　・　職員の自己都合による急な離職等が複数重なった場合

なお、職員や家族の突発的な体調不良等により１か月を超える不在が見込まれる場合においては、公共職業安定所又は都道府県ナースセンター、福祉人材センター等に求人の申込みを行うに当たって、職員の短期的な不在を補うためだけでなく、長期的に安定的な人材確保を図る観点から求人内容を検討すべきであることに留意すること。

問３　「１年に１回に限り、」とあるが、１年はいつから起算するのか。

（答）

・　突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月の初日から起算する。

問４　「公共職業安定所又は無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所又は施設が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい」とあるが、自ら管理するホームページ等を有しない場合はどのように対応するか。

（答）

・　自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではない。

人員基準欠如減算

(厚生労働省　社保審―介護給付分科会　第225回(R8.3.30) 資料3 P3)

○通所・多機能・入所・居住系サービスについて、適正なサービスの提供を確保するため、**介護職員・看護職員、ケアマネジャー等の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に、介護給付費の減額（原則３割減算）**を行う。

○ただし、診療報酬での見直しと足並みを揃え、**突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員欠如が発生した場合**（※）は、**ハローワークの活用等により職員の確保に係る取組を行っている事業所・施設について、１年に１回に限り、３か月を超えない期間は、介護給付費の減額を猶予**する。※介護・看護職員が人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合を除く。

【介護老人福祉施設における適用の例】

（規定イメージ）※実際の規定は診療報酬と同様の規定にすることを想定。

○厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）の規定に基づき、以下に該当する場合に３割の減算となる。

①介護職員、看護職員について、人員基準上必要とされる員数から、

１）１割を超えて減少した場合は、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで減算され、

２）１割の範囲内で減少した場合は、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで減算（※）される。

②ケアマネジャーについて、人員欠如した月の翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで減算（※）される。

※翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。

○ただし、突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情による人員欠如が生じた場合、公共職業安定所等の活用等により職員の確保に係る取組を行っている事業所又は施設にあっては、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図ることを前提とした上で、１年に１回に限り、３か月を超えない期間（人員欠如発生の属する月の翌々月まで）は、介護給付費の減額を猶予する。（介護・看護職員が人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合を除く。）

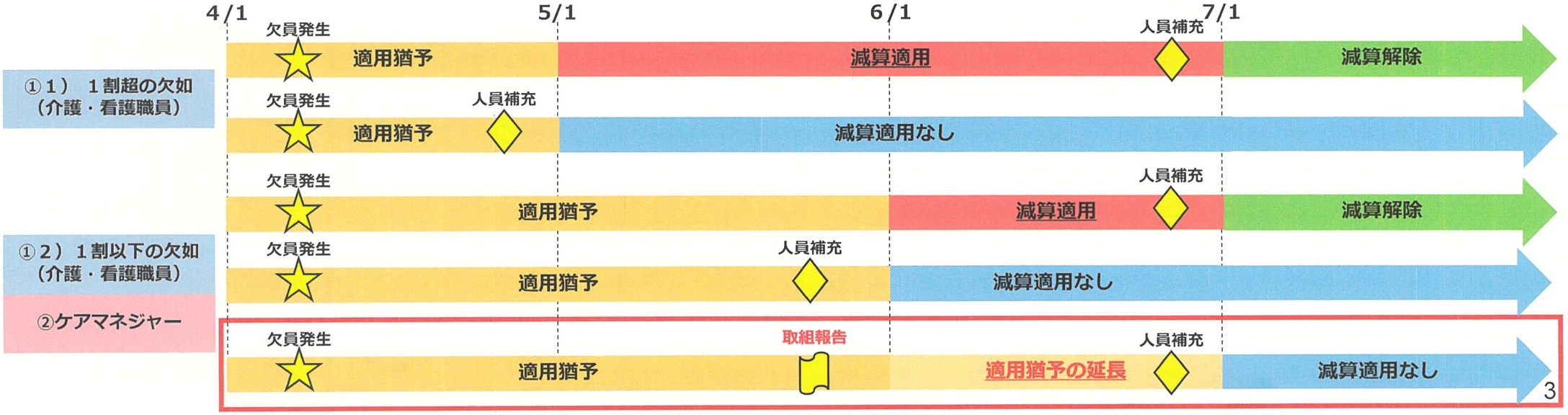

協力医療機関連携加算に係る要件変更について

(厚生労働省　社保審―介護給付分科会
第225回(R8.3.30) 資料2　P1)

○　令和６年度診療報酬・介護報酬の同時改定において、介護保険施設等に対して、入所者の病状急変時等に相談・診療を常時行う体制や、入院が必要な場合に原則受け入れる体制を確保している協力医療機関を定めることが、３年間の経過措置期間を設けた上で義務化された。

○　また、令和６年度診療報酬改定では、介護保険施設等の入所者の病状急変時における適切な対応及び施設内における生活の継続支援を推進する観点から「協力対象施設入所者入院加算」を、介護保険施設等に入所している高齢者が可能な限り施設内における生活を継続できるよう支援する観点から「介護保険施設等連携往診加算」を新設した。

※「協力対象施設入所者入院加算」、「介護保険施設等連携往診加算」の共通するカンファレンス要件としては、ＩＣＴによる情報共有を行う場合は年３回以上、ＩＣＴによる情報共有を行わない場合は１月に１回以上の頻度で開催

○　さらに令和６年度介護報酬改定では、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から「協力医療機関連携加算」を新設した。

※「協力医療機関連携加算」の定期的な会議の開催としては、概ね月に１回以上開催されている必要があること、電子的システムにより当該協力医療機関において、当該高齢者施設等の入所者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、定期的に年３回以上開催

○　令和８年度診療報酬改定に向けた中医協では、「協力対象施設入所者入院加算」を届出できない理由として、ＩＣＴによる情報共有の体制整備やカンファレンス要件が困難と回答した施設が多かったことを踏まえ、同加算等に関し、顔の見える関係の構築や必要な場合の患者情報の共有を適切に行うとともに、医療機関が多数の施設と連携することが可能となるためのカンファレンスの頻度等、その要件の在り方を論点として議論が行われた。

○　また、令和７年度に実施した「高齢者施設等と医療機関の連携体制及び協定締結医療機関との連携状況等にかかる調査研究事業」の改定検証調査では、「協力医療機関連携加算」を算定できない理由として、全ての高齢者施設等において、「その他」を除くと、「定期的な会議の負担が重く、会議を行えていない」が最も多く、介護老人福祉施設は46.3%、介護老人保健施設は52.9%、介護医療院は40.3%であった。

○　令和８年度診療報酬改定では、協力医療機関と介護保険施設等とで行うカンファレンスの頻度について、有機的な連携体制を保ちつつ業務効率化を図る観点から、ＩＣＴによる情報共有を行う場合は年１回、ＩＣＴによる情報共有を行わない場合は原則年３回へと見直された。

○　こうした状況を踏まえ、協力医療機関連携加算に係る要件変更として、協力医療機関と介護保険施設等とで行う定期的な会議の開催頻度は、令和８年度診療報酬改定と同様の開催頻度とし、ＩＣＴによる情報共有を行う場合は年１回、ＩＣＴによる情報共有を行わない場合は原則年３回へと見直すこととする。

「電子申請届出システム」による介護事業所の指定申請等の受付について

2024年11月26日 ID:10528

SNSへのリンクは別ウィンドウで開きます シェア ツイート LINEで送る

城陽市では、令和６年１２月より、介護サービスに係る指定及び加算に関する申請届出について、厚生労働省が運用する電子申請届出システムを用いた電子申請の受付を開始します。

【介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入・文書標準化（厚生労働省）】 別ウィンドウで開く

※「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第４６号）」により、原則として、今後の指定申請・届出は「電子申請届出システム」によることとなりましたが、引き続き書面等での提出も可能とします。

システムの利用

電子申請・届出システム

電子申請届出システムは、以下のリンクからご利用ください。

【電子申請・届出システム】 別ウィンドウで開く

利用マニュアル

ご利用方法は、電子申請届出システムのヘルプ画面に、操作マニュアルや、実際にシステムを利用しながら操作手順を説明する動画等が掲載されていますので、ご確認ください。

【電子申請・届出システム（ヘルプ画面）】 別ウィンドウで開く

提出可能な申請等

対象サービス及び申請届出

項目	内容
対象サービス	居宅介護支援事業 介護予防支援事業 地域密着型サービス 総合事業サービス
対象の申請届出	新規指定申請 指定更新申請 変更届出 廃止届出 休止届出 再開届出 加算に関する届出

※新規指定申請、廃止・休止届出、変更届出の一部等、事前相談が必須となっている届出があります。電子申請届出システムの入力画面にて、「事前相談を実施している」かどうかのチェック項目が表示される手続きについては、事前に高齢介護課までご相談ください。

デモ環境について

デモ環境でシステムでの申請・届出を試すことができます。
ログインID、パスワード、使用方法等は、下記のデモ環境に係る案内をご覧ください。

【電子申請届出システムデモ環境】 別ウィンドウで開く

（留意事項）
・デモ用のログインアカウントは共有のものです。同一のログインアカウントで入力された情報は相互に閲覧・利用可能ですので、個人情報や機密情報は絶対に入力しないでください。
・入力した申請届出データは毎日24時に削除されます。翌日は利用できませんのでご注意ください。
・デモ環境で提出された申請・届出は受付・審査はされません。

デモ環境に係る案内

電子申請届出システムデモ環境ご利用にあたり

ＧビズＩＤの取得

電子申請届出システムの利用には、GビズIDが必要です。IDを持っていない法人はアカウントを取得してください。

・GビズIDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。
・GビズIDを取得すると、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログインできます。
・GビズIDには、プライム、メンバー、エントリーの３種類のアカウントがありますが、電子申請届出システムを利用できるのは、プライムとメンバーの２種類となります。
・当該システムを利用するためには、まず、GビズIDプライムを取得する必要があります（GビズIDメンバーのアカウントは、GビズIDプライムが作成する）。
　取得には申込み完了してから発行までに２週間ほど要する可能性がありますので、システムによる届出を予定している法人で、GビズIDプライムが未取得の場合は、余裕をもって申請手続きをお願いします。

取得方法や申請については、以下のリンクからお願いします。

【GビズIDを作成】 別ウィンドウで開く

申請マニュアルやGビズIDに係る問い合わせは下記をご確認ください。

【GビズIDご利用ガイド】 別ウィンドウで開く
【ＧビズＩＤお問い合わせ先】 別ウィンドウで開く

登記情報提供サービス

登記情報提供サービスは、登記所が保有する登記情報をインターネットを使用してパソコン等の画面上で確認できる有料サービスです。
電子申請の際に、登記事項証明書（原本）に代えて、登記情報サービスによって取得した「照会番号」付きのPDFファイル、または「照会番号」及び「発行年月日」がわかる資料を、電子申請届出システムにて添付する形で提出が可能です。
なお、これまでと同様に登記事項証明書（原本）を郵送、もしくは持参により提出していただくことも可能です。

【登記情報提供サービスについて】 別ウィンドウで開く

この記事と同じ分類の記事

› 介護サービス提供等により事故が発生した場合の保険者等への報告書の提出
› 「電子申請届出システム」による介護事業所の指定申請等の受付について
› 令和６年４月以降における地域区分（級地）の変更について

3　災害時情報共有システムの活用について

更新日：2026年4月15日

介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて

災害時情報共有システムが導入されました

災害時における高齢者施設・事業所の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、介護サービス情報公表システム（以下「情報公表システム」といいます。）に災害時情報共有機能が追加されました。

1. システム利用登録について

災害時情報共有機能を利用するためには、情報の公表システムへのログインが必要です。

（1）介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所（※（地域密着型）特定施設入居者生活介護を除く）

→情報公表システムのID及びパスワードにより利用することができます。

ログインに必要なID・パスワードを紛失された方は、下記「パスワード再発行申請用URL（外部リンク）」より申請してください。

なお、京都市内に所在する事業所の方は、京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課（075-222-3800）に直接お問い合わせください。

パスワード再発行申請用URL（外部リンク）

（2）介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所のうち介護報酬収入年額100万円以下の事業所（情報の公表システムへのID及びパスワードを持っていない事業所）でシステムの利用登録を希望する事業所

→高齢者支援課までメール（koreishien@pref.kyoto.lg.jp）にてご連絡ください。

※メールの件名は「災害時情報共有システムの利用について」と記載頂き、メール本文には、1.事業所番号　2.法人名　3.事業所名　4.住所　5.担当者名　6.連絡先　を記載頂くようお願いします。メール確認後、高齢者支援課よりご連絡をさせて頂きます。

（3）有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウスは、（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定の有無に関わらず、災害時の情報共有機能を利用可能にするために、当課において、被災確認対象事業所番号及び初期パスワードを発行し通知します。

2. 災害時情報共有機能のマニュアルについて

事業所向け操作マニュアル（備蓄・被災状況報告編）（PDF：3,423KB）

介護サービス情報報告システムのヘルプにも掲載されています。
●事業所向けマニュアル（被災状況報告編）

介護サービス情報報告システムのヘルプ（外部リンク）

3. 災害発生時の対応について

（1）国における災害情報の登録

- 災害発生時又は台風など災害発生の警戒を要する状況となった場合、厚生労働省は、災害時情報共有システムに、介護施設等の被害情報の報告先となる「災害情報」を登録します。
  （災害情報の登録例）令和○年台風○号、令和○年○月豪雨

（2）府から介護施設等に対する連絡

- 厚生労働省から災害情報の登録連絡を受けた後、速やかに管内の介護施設等に対し、メール等により、システム上で被害状況の報告が可能となったことを連絡します。

（3）介護施設等における被害状況の報告

- 府からの連絡を受けた後、被害状況をシステム上で報告します。
- 報告には、システム上、全ての必須項目を選択する必要がありますが、再度報告することが可能ですので、第一報は迅速性を最優先し、発災時に把握している状況に基づき入力・報告してください。

（4）府による被害情報の確認

- 管理システムの被災状況集計機能を活用して管内の介護施設等の被害状況を確認し、各種支援に繋げます。

（別紙1）災害発生時のフロー図（PDF：128KB）

（別紙2）被災状況報告項目（PDF：209KB）

4. システムの操作方法の問い合わせ先

災害時情報共有システムの操作方法についての問合せ
介護サービス情報公表システムヘルプデスク
E-mail:helpdesk@kaigokensaku.jp

お問い合わせ

健康福祉部高齢者支援課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話番号：075-414-4567
ファックス：075-414-4572
koreishien@pref.kyoto.lg.jp

京都府
法人番号：2000020260002

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
代表電話番号： 075-451-8111
Copyright © Kyoto Prefecture. All Rights Reserved.

（別紙1）

災害時情報共有システム（災害発生時のフロー）

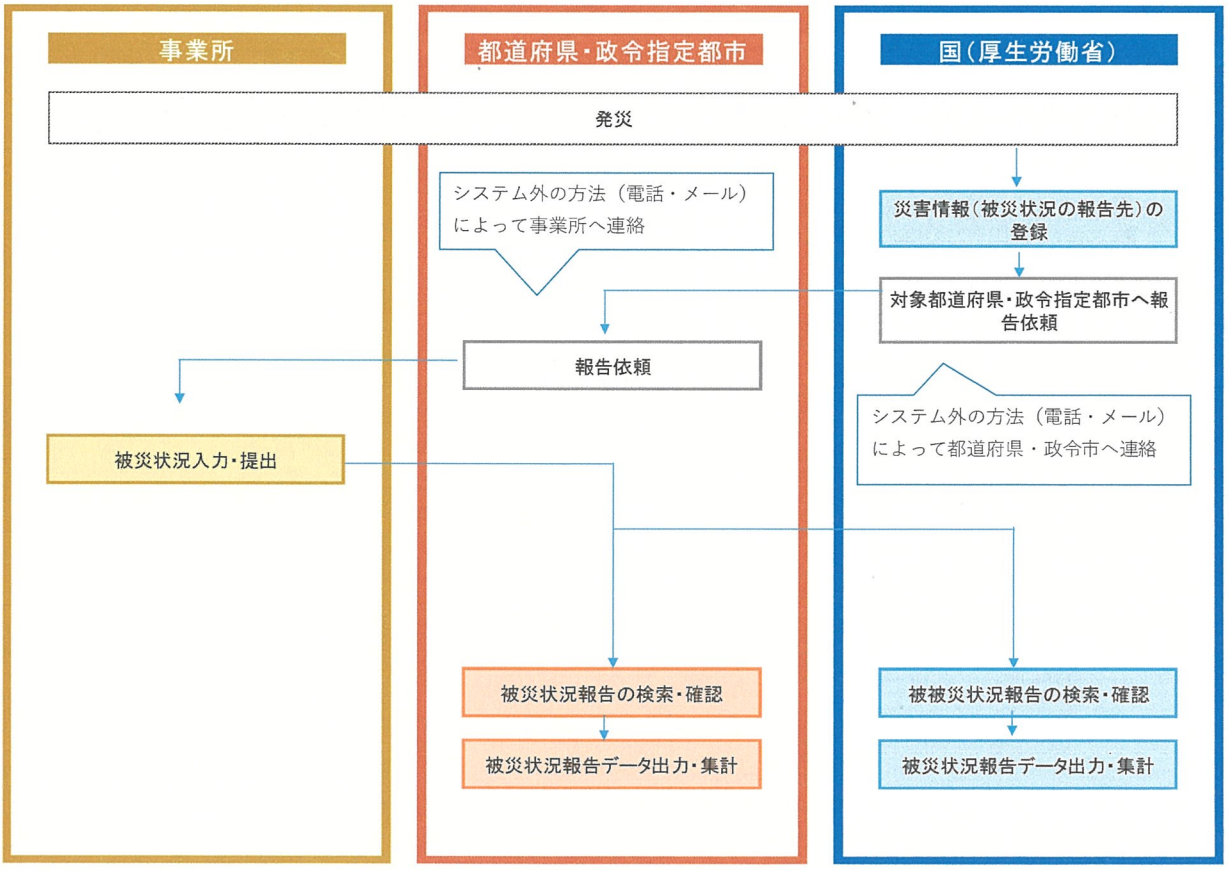

4　高齢者虐待防止について（養介護施設従事者等）

○高齢者虐待の早期発見

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第５条第１項において、「養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」とされています。

また、第２１条に養介護施設従事者等は

① 当該養介護施設従業者等が従事する施設等において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合

② ①の他、養介護施設従業者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合

については、速やかに市に通報する義務があります。

なお、①及び②の他、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合についても市に通報をお願いいたします。

「養介護施設」とは

老人福祉法に規定される老人福祉施設、有料老人ホーム（＊）、介護保険法に規定される介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域包括支援センター

（＊）「届出」の有無にかかわらず、入居サービス、及び介護等サービスの実施が認められるものは、すべて有料老人ホームに該当するものとして取り扱うこととなる。「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号）

「養介護事業」とは

・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業

・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養介護施設従事者等」とは

「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

※業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます（高齢者虐待防止法第２条）。

＜参考＞

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条　養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2　前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条　養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2　前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3　前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4　養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5　第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6　刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7　養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

【参考】厚生労働省ホームページ「高齢者虐待防止」
（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

令和７年 12 月 25 日
老健局高齢者支援課
課　　長　　濵本　健司
高齢者虐待防止対策専門官
髙橋　智子
係　　員　　大西　一輝
（代表電話）　03（5253）1111（内線 3995）
（直通電話）　03（3595）2888

報道関係者　各位

令和６年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果を公表します

厚生労働省では、このたび、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づく令和６年度の調査結果を取りまとめましたので、公表します。

この調査は、平成 18 年４月に施行された高齢者虐待防止法に基づき、平成 19 年度から毎年度行われており、全国の市町村及び都道府県で行われた高齢者に対する虐待への対応状況をまとめたものです。

【調査結果（相談・通報件数等）】

養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者

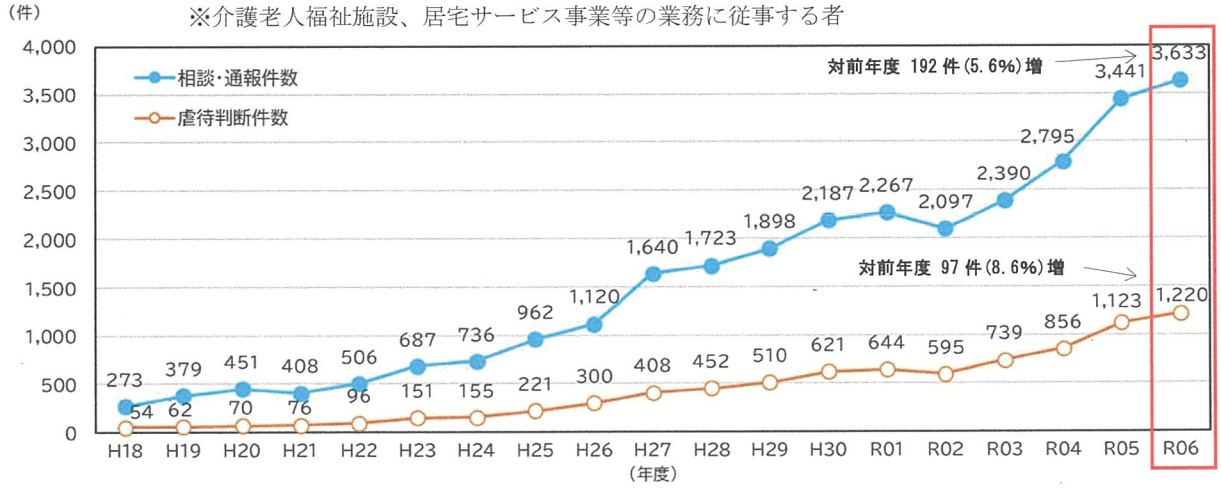

養護者(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

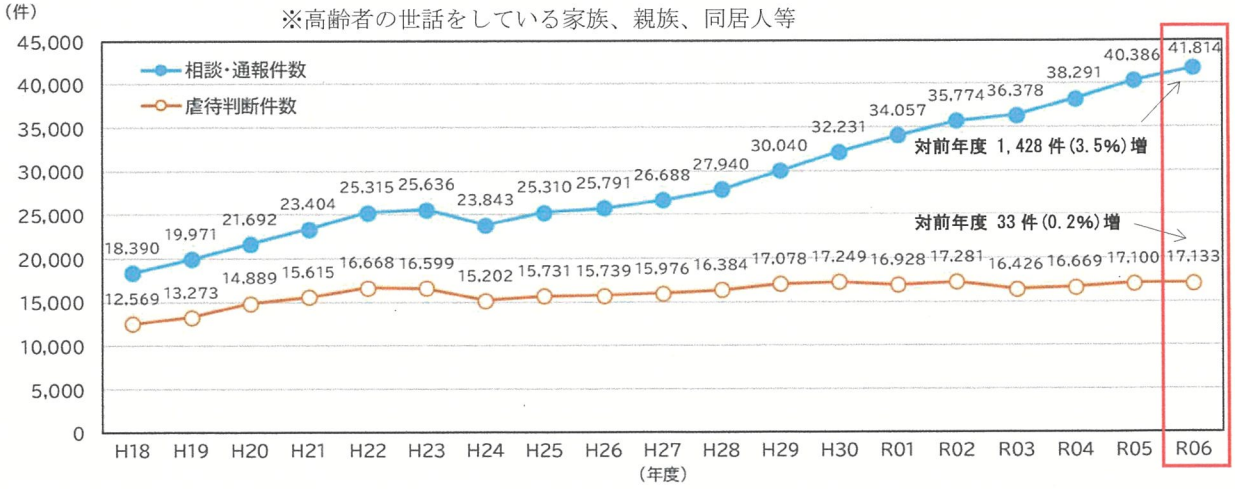

【主なポイント】

■養介護施設従事者等（※）による虐待

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者

○　相談・通報件数は、3,633 件（対前年度 192 件(5.6%)増）。※過去最多で４年連続増加
虐待判断件数は、1,220 件（対前年度 97 件(8.6%)増）。※過去最多で４年連続増加

○　相談・通報者の内訳は、当該施設職員（27.4%）が最も多く、当該施設管理者等（18.2%）、家族・親族（14.6%）の順。

○　虐待の種別は、身体的虐待（51.1%）が最も多く、心理的虐待（27.7%）、介護等放棄（25.7%）、経済的虐待（10.3%）、性的虐待（3.4%）の順。

○　虐待の発生要因は、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」が（75.9%）で最も多く、次いで「職員の倫理観・理念の欠如」が（64.3%）、「職員のストレス・感情コントロール」が（62.5%）の順。

○　施設・事業所の種別は、特別養護老人ホーム（28.9%）が最も多く、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）（28.4%）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（14.8%）の順。

○　虐待等による死亡事例は、５件（５人）。

■養護者（※）による虐待

※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

○　相談・通報件数は、41,814 件（対前年度 1,428 件(3.5%)増）。※過去最多で 12 年連続増加
虐待判断件数は、17,133 件（対前年度 33 件(0.2%)増）。※横ばい傾向

○　相談・通報者の内訳は、警察（35.6%）が最も多く、介護支援専門員（24.4%）、家族・親族（7.1%）の順。

○　虐待の種別は、身体的虐待（64.1%）が最も多く、心理的虐待（37.2%）、介護等放棄（19.7%）、経済的虐待（16.4%）、性的虐待（0.4%）の順。

○　虐待者の続柄は、息子（38.9%）が最も多く、夫（23.0%）、娘（19.3%）の順。

○　虐待の発生要因は、「被虐待者の状態」として「認知症の症状」（58.1%）が最も多く、「虐待者側の要因」として「介護疲れ・介護ストレス」(57.2%)、「理解力の不足や低下」（49.6%）の順。

○　虐待等による死亡事例は、26 件（26 人）。

■今年度の調査結果の傾向分析

○　養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数は、昨年度と比較して引き続き増加した(資料１,ｐ２図１）。

○　養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた施設・事業所のうち、特別養護老人ホーム及び有料老人ホームが占める割合は、それぞれ３割近くであり、引き続き高い水準で推移している（資料２,ｐ７表 15 及び p28 表 15 補完参考）。

○　養護者による虐待の市町村への通報ルートとして、近年警察からの通報が増加傾向にあり、介護・医療関係者からの通報と比較しても最多となった（資料２， p12 表 34 及び p33 表 34 補完参考）。

■調査結果を受けた対応と今後の対応

（１）高齢者施設等の関係団体との連携強化

○　施設・事業所における虐待防止及び身体的拘束等の適正化の取組の徹底を図るため、本日付で、高齢者施設等の関係団体に対し、「高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底並びに周知に関する取組の実施について（要請）」を発出し、以下の事項について改めて会員施設・事業所への周知を図るとともに、分析結果を踏まえた虐待防止措置等の実施の徹底に向けた団体としての啓発活動の実施についての協力を要請することとした。

①　令和６年度介護報酬改定における高齢者虐待防止に関する措置等について

- 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算していること
- 訪問・通所系サービス等に対し、身体的拘束等の原則禁止と身体的拘束等を行う場合の記録について義務付けていること
- 短期入所・多機能系サービスに対し、身体的拘束等の適正化のための措置を義務付け、これらの措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算すること　　等

②　有料老人ホームについては、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」に規定された内容を遵守すること

（２）調査結果の公表及び普及・啓発資料、関連通知等の発出について

○　今年度の「高齢者虐待の実態把握のための調査研究事業」において、虐待の詳細な要因分析や、虐待が再発した施設・事業所の改善計画書・改善報告書の分析を行っており、年度末に厚生労働省のホームページにて公表予定。あわせて、報告書の内容を踏まえ、自治体向けに取組の強化を求める通知を発出予定。

○　今年度の老人保健健康増進等事業*1において、虐待防止や身体的拘束等廃止等に効果的な取組例等についての施設・事業所等向けの普及・啓発資料等を作成し、年度末に厚生労働省のホームページ等にて公表予定。

○　養護者による虐待に係る警察からの通報の増加を踏まえ、市区町村における適切な対応を推進するため、警察から通報を受けた場合の市町村における取扱について、都道府県に通知*2した。関連して、「高齢者虐待対応マニュアル」*3に、警察から市区町村に対して通報があった際の警察との連携に係る取組例等を盛り込み、公表予定。

＊１　介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業

＊２「高齢者虐待事案への対応に係る留意事項について」を踏まえた高齢者虐待に係る警察からの通報等の取扱いについて, 老高発 1119 第１号, 厚生労働省老健局高齢者支援課長.

＊３「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（令和７年３月改訂）

これらの取組を通じて、自治体・関係団体と連携し、自治体による早期発見や適切な指導を促進するとともに、高齢者虐待の未然防止・再発防止の取組の実効性を高めてまいりたい。

5　台風等の防災気象情報等について

◎台風等の防災気象情報などの入手方法

防災気象情報などについては、テレビやラジオ、インターネットなどを通じて配信されていますが、携帯電話やスマートフォン、パソコン等により手軽に情報を入手することができます。城陽市のホームページの「台風等の防災気象情報などの入手方法」に主な入手方法が掲載されていますのでご活用いただき、利用者及び職員の一層の安全確保に努めていただきますようお願いいたします。

「台風等の防災気象情報などの入手方法」のアドレス

https://www.city.joyo.kyoto.jp/0000004417.html

（城陽市：ホーム　⇒　くらしのガイド　⇒　消防・防災・防犯　⇒　防災　⇒　災害にそなえて　⇒　風水害への備え　⇒　台風等の防災気象情報などの入手方法）

◎新たな防災気象情報について(令和８年～)　　気象庁

令和８年５月２９日より気象の警報などが大きく変わりました。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/keiho-update2026/index.html

【参考】

気象警報等の発令時の本市地域密着型通所系事業所の対応（例）

立地場所、建物の規模・構造、利用者の状況などを踏まえ対応

○営業前

・午前７時の時点で警報が発令中の場合は、営業を原則中止する、また、その時点では利用者を自宅待機とし、午前９時（10時30分の事業所もあり）までに警報解除の場合は営業開始する。など

・翌日に警報発令が予想される場合は、前日に翌日の午前７時の時点で判断することを利用者に連絡する。など

○営業中

・安全が確保できるまでは、事業所で待機、送迎の安全が確認でき次第、自宅に送迎する。

【防災気象情報を活用する組織向けのご案内】
～施設・学校・企業・自治体等の防災担当者の方へ～

令和8年より気象の警報などが大きく変わります

防災気象情報
いつ逃げる？
レベルで判断！
避難の判断がよりしやすく

情報名称などが大きく変わるため、
防災計画等の点検や見直しをお願いします。

【一覧表】

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

POINT!! 警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます

◎発表される警報・注意報の名称にレベルが付記されます。避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難判断の目安が明確になります。詳しくは裏面に。

【変更例】
（旧）「大雨警報」
→（新）「レベル３大雨警報」
警戒レベル３（高齢者等避難）に相当

POINT!! 「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます

◎危険な場所から避難が必要な状況であるレベル4相当の情報が「危険警報」として発表されます。

【変更例】
（旧）「土砂災害警戒情報」
→（新）「レベル4土砂災害危険警報」

POINT!! 河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります（特別警報の新設など）

◎従来の「洪水警報」「洪水注意報」は廃止されます。
今後は河川の区分に応じ伝え方が変わります。

【変更例】
（旧）「洪水警報」
→【洪水予報河川※】（新）「レベル３氾濫警報」
→【洪水予報河川以外の河川】（新）「レベル３大雨警報」

◎河川の氾濫に関し「レベル５氾濫特別警報」が新設されます。
※国土交通省または都道府県と共同で発表する洪水予報の対象河川

CHECK!! 線状降水帯の発生などは「気象防災速報」として発表します

◎極端な現象は新たに「気象防災速報」として発表します。

【変更例】
（旧）「顕著な大雨に関する気象情報」
→（新）「気象防災速報（線状降水帯発生）」
（旧）「記録的短時間大雨情報」
→（新）「気象防災速報（記録的短時間大雨）」

気象庁 Japan Meteorological Agency
〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9
電話：03-6758-3900
FAX：03-3434-9086（耳の不自由な方向け）

詳しくはこちら

避難のタイミングは レベルで判断

災害が起きる前に何をすべきか、
レベルごとにチェック！

時間推移のイメージ

数日～1日前	レベル1早期注意情報	・災害への心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認する
半日～数時間前	レベル２注意報	・ハザードマップ等で災害リスクを再確認する ・自治体から発表される避難情報の把握手段を再確認する
数時間～３時間前	**レベル３警報**	・避難に時間がかかる**高齢者等は危険な場所から避難する** ・高齢者等以外の人も必要に応じて避難の準備や自主避難
２時間～０時間前	**レベル４危険警報**	**・危険な場所から全員避難する** ※台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了
災害発生	**レベル５特別警報**	・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況 **・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する**

災害の情報、どう受け取る？

警報・注意報や気象防災速報は、テレビ、ラジオ、インターネット、防災アプリ、自治体の防災無線などを通じて伝えられます。あらかじめ情報入手手段の確認をお願いします。

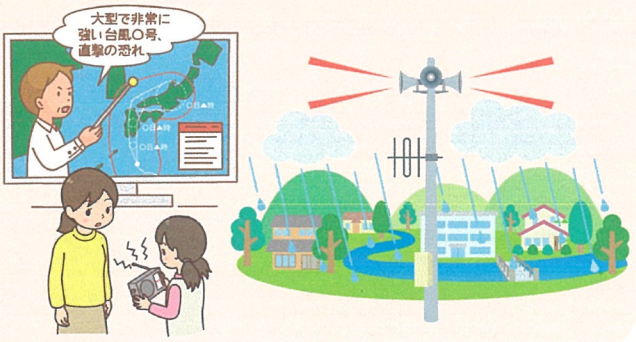

このあとどうなる？をチェックしよう

警報等の情報が発表された際には、危険度を地図上に示したキキクルや、今後の危険度の推移を示した時系列情報（明日までの警報等の見通し）などを、気象庁ホームページで確認してください。

キキクル　検索

▼キキクル画面イメージ　10分ごとに更新される

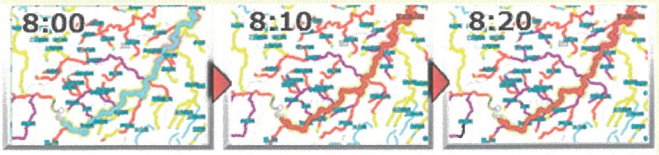

▼時系列情報（明日までの警報等の見通し）

○○市の時系列情報（明日までの警報等の見通し）

2026年XX月XX日11時00分発表

○○市	地域	28日 12-15	15-18	18-21	21-24	29日 00-03	03-06	06-09	09-12	12-15	15-18	18-21	21-24	30日	備考・関連する発表
1時間最大雨量 mm					10	30	50	50	30	20	10				
24時間最大雨量 mm		200								200					
大雨															
土砂災害															
高潮	潮位 m	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	1.5	2.0	1.5	1.0	0.5		

気象庁 Japan Meteorological Agency
〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9
電話：03-6758-3900
FAX：03-3434-9086（耳の不自由な方向け）